

令和 3 年

第 3 回美濃市議会定例会会議録

令和 3 年 6 月 7 日 開会

令和 3 年 6 月 2 8 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和3年第3回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月7日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	4
開会・開議の宣告	5
諸般の報告及び行政諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	6
議案の説明	
承第7号(総務部長 額額敬久君)	6
休憩	7
再開	7
質疑	7
委員会付託省略(承第7号)	7
討論	7
議案の採決	8
議案の上程	8
議案の説明	
議第46号・議第49号(総務部長 額額敬久君)	8
議第47号(民生部長(福祉事務所長) 小森 誠君)	9
議第48号(美濃病院事務局長 林 信一君)	10
議案の上程	10
議案の説明	
議第50号(総務部長 額額敬久君)	11
議第51号・議第52号(教育次長兼教育総務課長 井上博司君)	11
休憩	12
再開	12
質疑	12
委員会付託省略(議第50号から議第52号まで)	12

討論	12
議案の採決	13
休会期間の決定	13
散会の宣告	13
会議録署名議員	14

第 2 号 (6月21日)

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
説明のため出席した者	15
職務のため出席した事務局職員	16
開議の宣告	17
会議録署名議員の指名	17
議第46号から議第49号まで	17
質疑	17
休憩	17
再開	17
議案の上程	18
議案の説明	
議第53号(総務部長 額瀨敬久君)	18
休憩	19
再開	19
質疑	19
委員会付託(議第46号から議第49号まで及び議第53号)	19
市政に対する一般質問	19
1 辻 文男議員	19
1. 自治会要望の手順について	19
① 昨年度までの自治会要望の手順はどのようなか。	
② 今年度の自治会要望は、どのような手順で進めるのか。	
③ 年度内に要望事項を実施することはあるのか。	
④ 今までの実施事例を整理し、参考事例として公開できないか。	
2. 市が所有する書画、絵画等の美術品について	23
① 現在、市が保有している美術品の点数はどれくらいあるのか。	
② それらの保管状況はどのようなか。	

③	美術品の活用について、どのように考えているのか。	
④	美濃市の観光面における活性化につながる資源として活用してはどうか。	
3.	指名競争入札における入札辞退について	28
①	入札辞退は、どの時点で意思表示されるのか。	
②	入札辞退の理由には、どのようなものがあるのか。	
③	入札辞退した業者に対して、何らかの措置を講じているか。	
④	指名競争入札において、入札辞退の意思表示を受け入れる時期を設定し、入札辞退により参加業者数が要綱を満たさない場合、指名替え等により再度競争入札の原理が機能する運用に変えていくべきと考えるがいかがか。	
休憩		32
再開		32
2	須田盛也議員	32
1.	令和3年3月定例会、5月臨時会に提出された「美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例」の特例期間について	32
①	この条例の特例期間について、前市長の時から、市長任期を超えた期間で施行されたことはあるか。	
②	この条例の特例期間を、市長の任期を超えた期間で設定されたのは、なぜか。	
③	この条例の特例期間を、市長任期を期限にして、再提出されてはどうか。	
2.	小倉山サイレン吹鳴試験について	36
①	いつ、どのような経緯から、現在のように毎週月曜日に、吹鳴試験が行われるようになったのか。	
②	小倉山サイレンの吹鳴試験のあり方について、美濃地区の市民や関係者と協議する機会を作れないか。	
休憩		38
再開		38
3	永田知子議員	38
1.	原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針について	39
①	受け入れに係る美濃市としての基本的な考え方はどのようなか。	
②	初期対応の美濃市の役割はどのようなか。	
③	避難所の開設・運営体制はどのようなか。	
2.	美濃市吉川土地区画整理事業について	42
①	土地区画整理事業の完成に合わせて建設を進めるとした、吉川町現道への連絡道「市道美濃210号線」の進捗状況はいかがか。	
②	美濃市吉川土地区画整理組合の事業は中断しているようだが、問題があるのか。	
4	古田 豊議員	46

1. 生櫛地区の道路改良について	46
① 市道生櫛11号線の改良計画はどのようなか。	
5 岡部忠敏議員	48
1. 美濃市国土強靱化地域計画の施策分野ごとの推進について	48
① 市民への情報伝達ツールの多重化への対応を今後、どう進めるのか。	
② 本年3月に作成したハザードマップをどのように活用していくのか。	
③ 地域の防災力の向上を図るため、どのように自主防災組織を育成するのか。	
休憩	51
再開	51
6 松嶋哲也議員	51
1. マイナンバーカードについて	51
① 美濃市におけるマイナンバーカードの申請・交付の状況はどのようなか。	
② マイナンバーカードによる「各種証明書のコンビニ交付」の導入についての考えはどのようなか。	
2. 新型コロナワクチン接種について	54
① 美濃市での新型コロナワクチン高齢者接種を集団接種とした理由はどのようなか。	
② 美濃市での新型コロナワクチン高齢者接種のスケジュール（順番等）はどのようなか。	
③ 美濃市での新型コロナワクチン高齢者接種の順番決定の規準・方法はどのようなか。	
④ 基礎疾患を有する方への新型コロナワクチン接種の概要はどのようなか。	
7 服部光由議員	59
1. 新設される給食センターについて	59
① 新学校給食センターの運営方法はどのようなか。	
② 食品アレルギー対策及び食品ロス対応はどのようなか。	
③ 食材の地産・地消を拡大できないか。	
2. タブレット端末について	61
① タブレットの故障及び破損に対する対応はどのようなか。	
3. 新型コロナウイルス感染症対策について	63
① 高齢者施設等の従事者へのPCR検査・抗原検査の状況はどうか。	
② 新型コロナワクチン接種時でのアレルギー等の事故はどうか。	
③ 福祉施設等への接種状況はどうか。	
④ 医療従事者への接種状況はどうか。	
⑤ 高齢者の接種における自宅訪問への接種の対応はどのようなか。	
4. 健康文化交流センターの利用について	66

① 利用規定はいつ公表され、どのように運用されるのか。

休会期間の決定	67
散会の宣告	68
会議録署名議員	69

第 3 号 (6月28日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
説明のため出席した者	71
職務のため出席した事務局職員	72
開議の宣告	73
会議録署名議員の指名	73
議案の上程	73
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也君	73
民生教育常任委員会委員長 須田盛也君	74
委員長報告に対する質疑	74
討論	74
議案の採決	74
休憩	75
再開	75
議案の上程	76
議案の説明	
議第54号(市長 武藤鉄弘君)	76
休憩	76
再開	76
質疑	76
委員会付託省略(議第54号)	76
討論	76
議案の採決	77
議案の上程	77
議案の説明	
市議第4号(1番 松嶋哲也君)	77
休憩	77

再開	78
質疑	78
委員会付託省略（市議第4号）	78
討論	78
議案の採決	78
閉会の宣告	78
市長挨拶	78
会議録署名議員	81
総務産業建設常任委員会審査報告書	82
民生教育常任委員会審査報告書	82

美濃市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和3年6月7日に令和3年第3回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和3年5月31日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

1、専決処分の承認について

令和3年度美濃市一般会計補正予算（第3号）

1、令和3年度美濃市一般会計補正予算（第4号）

1、令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）

1、令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）

1、美濃市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

1、財産の取得について

1、工事請負契約の締結について

1、工事請負契約の締結について

令和 3 年 6 月 7 日

令和 3 年第 3 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 6 月 7 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第 7 号 専決処分の承認について
令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 議第 46 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 5 議第 47 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第 48 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議第 49 号 美濃市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 50 号 財産の取得について
- 第 9 議第 51 号 工事請負契約の締結について
- 第 10 議第 52 号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 10 までの各事件

出席議員 (1 3 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君

教育次長兼 教育総務課長	井上博司君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事兼 保健センター所長	辻幸子君	建設部参事兼 都市整備課長	島田勝美君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	西部睦人君	秘書課長	高橋保雄君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤村浩	議会事務局次長	辻美鶴
--------	-----	---------	-----

議会事務局 議事調査係長	内藤佳奈子
-----------------	-------

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第3回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動し間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇席及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して進行させていただきます。

開会に先立ちまして、さきに永年勤続議員の表彰がありましたので、その伝達をさせていただきます。

勤続10年の議員として、辻文男君が全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から表彰の栄に浴されましたので、ここで御披露を申し上げます。

ただいまから表彰状の伝達を行いますので、よろしくをお願いします。

○議会事務局長（澤村 浩君） それでは、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会の表彰でございますが、議場におきまして全国市議会議長会の表彰状を辻議員、御受領をお願いいたします。

〔辻文男議員 表彰状受領〕

○議会事務局長（澤村 浩君） ここで議会を代表して議長から祝辞を申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 議会を代表しまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

ただいま辻議員におかれましては、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会の永年勤続議員表彰の栄に浴されました。心からお祝いを申し上げます。

辻議員におかれましては、長きにわたり地方自治の健全なる確立と美濃市発展のために各般にわたり多大なる御貢献を賜りました。また、議会におきましても、円滑なる議会運営のために何かと御尽力を賜りましたことに対し、心から敬意を表するものであります。

美濃市政にとりましては、新型コロナウイルスに関する対策をはじめ、様々な議題が山積しており重要な時期であります。今後とも健康には十分御留意をいただき、諸問題解決のためにさらなる御活躍をお祈り申し上げます。

最後に、このたびの授賞に当たり、心からお喜び申し上げるとともに、誠におめでとうございます。

○議会事務局長（澤村 浩君） 次に、市長から御祝辞をいただきます。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいま全国市議会議長会並びに東海市議会議長会の永年勤続表彰を受けられました辻文

男議員におかれましては、議員として長年にわたり市政の発展や振興、市民福祉の向上に御尽力されたことが評価されたものと心からお祝いを申し上げます。

御承知のとおり、現在の美濃市を取り巻く環境は、人口減少、少子化、超高齢化社会、財政基盤の脆弱性、それに加えて、昨年度からのコロナ禍、こういった問題によりまして市政全体が混迷を極めております。さらには日常生活並びに経済活動に暗い影を落としているのが現実であります。このように厳しい中ではありますけれども、他市町からの移住者をはじめとして、中でも若い世代が町なかを活性化しようということで取り組んでいただいております。少しでありますけれども、光明も感じられる、こんな状況でございます。

こうした若者を積極的に支援していくために、辻議員には議会のリーダーとして多くの市民の立場や市民目線で御活躍いただくことを御祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○**議会事務局長（澤村 浩君）** ここで、永年勤続議員表彰を受けられました辻議員から謝辞がございます。

○**9番（辻 文男君）** おはようございます。

一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいまは、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から市議会議員勤続10年の表彰を授与していただきました。こうして表彰が受けられるのも、ひとえに議員の皆様はじめ、関係各位の御支援と御協力のたまものと心から厚く感謝を申し上げます。

また、ただいまは市長さん、議長さんから身に余るお言葉をいただき、高い席からではございますが、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今、市長のほうからも熱いメッセージをいただきましたので、本日の授賞を契機に、今までの経験を生かし、これからもさらに研さんを重ね、市民福祉の向上と地方自治の発展のために微力ではありますが精いっぱい頑張る所存でございます。今後とも皆様方には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、お礼の言葉といたします。誠にありがとうございました。

○**議長（佐藤好夫君）** これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

市長挨拶

○**議長（佐藤好夫君）** 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○**市長（武藤鉄弘君）** 本日は、令和3年第3回美濃市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より市政進展のために議員活動に御尽力されていることに対し、厚く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況は、5月の連休後、第4波の局面を迎え、感染状況など高止まりの状況により5月28日には10都道府県に対し、緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。これに伴いまして、岐阜県に適用されているまん延防止等重点措置も6月20日ま

で延長がされ、市民の皆様には再度基本的な感染予防対策の徹底、継続をお願いするとともに、県をまたぐ不要不急の外出の自粛、大人数、長時間での飲酒の自粛、感染防止対策がなされていない飲食店の利用の自粛や河川敷でのバーベキューの自粛、また飲食店の皆様には、営業時間の短縮やカラオケ施設の自粛など継続して御協力をいただくことになりましたので、息苦しい日々が続くこととなりますけれども、御理解と御協力をお願いいたします。

一方、感染防止の切り札となるワクチン接種は、御承知のとおり5月8日土曜日から一般高齢者を対象に、市健康文化交流センター、通称みのエネプラザで開始をしたところであります。6月6日現在、一般高齢者は4,304人の方が接種され、介護老人福祉施設に入所されている方及び施設従事者は986人の方が接種されました。そのうち1,235人が2回目の接種も終了したところであります。

なお、国は、7月末までに高齢者のワクチン接種を完了するよう求めており、本市の場合は7月中に完了する予定でございます。この接種に携わっていただいております医師、看護師、そして職員の方々に改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、並行してウイズコロナ、アフターコロナを見据えた各種事業の展開も行っているところであります。

最初に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、98世帯156人に給付を行い完了しております。なお、家計が急変した独り親世帯については、現在申請手続を進めているところであります。

次に、高齢者のフレイル予防として5月17日から5人の運動療法士の指導の下、各地区の神社など43か所におきまして週2回のストレッチ体操や軽い運動を行っております。多くの皆様の参加をお願いしたいと思っております。

そして、経済活動のほうでは、P a y P a y と協力しまして20%のポイント還元事業につきまして、8月1日からの開始に向けまして準備を進めているところでございます。

そのほか、職場、家庭内でのクラスターが発生している状況を鑑み、感染拡大防止啓発を含め、不織布マスクを各家庭へ配付するとともに、小学生全員に子供用マスクを配付することとしています。市民の皆様には、いま一度マスクの着用、手指消毒、3密の回避など基本的な感染防止に御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、専決処分が1件、補正予算が3件、条例改正が1件、その他が3件の合計8件でございます。議案の内容につきましては、後ほど御説明いたしますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。御審議よろしく申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） ただいまから令和3年第3回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですので、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時17分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（佐藤好夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付した報第2号、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告、報第3号、地方自治法第243条の3第2項の規定による美濃市土地開発公社の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 須田盛也君、3番 服部光由君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間と決定いたしました。

第3 承第7号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第3、承第7号について議題とします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第7号について、総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第7号 専決処分承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

専第8号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月24日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認のお願いをさせていただきます。

当補正は、新型コロナウイルス感染症対策を早急を実施するため補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ2,070万1,000円を追加し、補正後の予算総額を96億247万4,000円としたものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、6ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、御説明をいたします。

7款 商工費は1,968万円を増額し、補正後の額を3億8,637万6,000円とするもので、内訳は、新型コロナウイルス感染症対策のため、市民へマスクを配布する衛生用品配布事業1,968万円でございます。

10款 教育費は102万1,000円を増額し、補正後の額を9億4,855万7,000円とするもので、内訳は、小学生へ感染防止用マスクを配布する学校保健特別対策事業102万1,000円でございます。

以上、補正総額は2,070万1,000円で、財源は全て国県支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

7ページ以降につきましては、説明を省略させていただきまして、以上で、承第7号 専決処分承認についての説明を終わります。御承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

承第7号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、承第7号は、これを承認することに決定いたしました。

第4 議第46号から第7 議第49号まで（提案説明）

○議長（佐藤好夫君） 日程第4、議第46号から日程第7、議第49号までの4案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第46号、議第49号の2案件について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議第46号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の10ページをお開きください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策等に係る事務事業実施のため、補正を行うものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,073万円を増額し、補正後の予算の総額を96億5,320万4,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、11ページ、12ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、13ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入も併せて御説明を申し上げます。

2款 総務費は215万7,000円を増額し、補正後の額を10億7,314万9,000円とするもので、内訳は、防犯パトロール用の公用車購入事業215万7,000円で、財源は一般財源でございます。

3款 民生費は2,080万円を増額し、補正後の額を30億9,106万3,000円とするもので、内訳は、保育環境改善等事業330万円、低所得の子育て世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金1,750万円で、財源は国県支出金1,915万円、一般財源165万円でございます。

4款 衛生費は1,120万1,000円を増額し、補正後の額を9億3,144万8,000円とするもので、内訳は、美濃病院の感染症対策事業に対する補助金1,120万1,000円で、財源は国県支出金436万5,000円、一般財源683万6,000円でございます。

8款 土木費は90万円を増額し、補正後の額を15億4,754万7,000円とするもので、内訳は、

バーベキュー等による新型コロナウイルスの感染防止を図るため、河川への侵入の警備を委託する河川維持管理経費90万円で、財源は一般財源でございます。

9款 消防費は67万2,000円を増額し、補正後の額を4億5,741万5,000円とするもので、内訳は、中濃消防組合の新型コロナウイルス感染症防止対策経費の美濃市負担分で、財源は一般財源でございます。

10款 教育費は1,500万円を増額し、補正後の額を9億6,355万7,000円とするもので、内訳は、下宿生の生活を支援する学生生活応援家賃助成事業1,500万円で、財源は国県支出金でございます。

以上、今回の補正総額は5,073万円で、財源は国県支出金3,851万5,000円、一般財源1,221万5,000円で、国県支出金は新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金等でございます。

なお、14ページ以降の説明は省略させていただきます。以上で、議第46号の説明を終わります。

続きまして、議第49号 美濃市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集では、39ページ、40ページとなりますが、赤スタンプ2の議案説明資料で説明をさせていただきますので、議案説明資料の1ページをお開きください。

改正の趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、美濃市個人情報保護条例ほか計3条例について、所要の改正を行うものでございます。

第1条の美濃市個人情報保護条例の改正については、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたことに伴い、個人情報を訂正した際の通知先を内閣総理大臣に改めるとともに、番号法の改正により、引用条文の条項ずれの対応を行うものでございます。

第2条の美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についても同様に、番号法の改正により、引用条文の条項ずれの対応を行うものでございます。

第3条の美濃市手数料徴収条例の改正については、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化され、発行手数料の徴収権者とされたことに伴い、当条例における個人番号カード再発行に係る手数料の規定を削除するものであります。

附則では、施行期日を令和3年5月1日と定めております。

以上で、議第46号、議第49号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第47号について、民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第47号 令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の20ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、補正後の総額を20億8,468万7,000円とするものでございます。

22ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の6款 諸支出金に1,300万円を増額するもので、令和2年度介護給付費交付金のうち、社会保険診療報酬支払基金交付金の確定に伴う償還金でございます。財源内訳は、その他財源で全て繰越金でございます。

23ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第47号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第48号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） おはようございます。

それでは、議第48号 令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、補正予算書の26、27ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款 病院事業収益及び支出の第1款 病院事業費用の既決予定額にそれぞれ295万1,000円を増額し、補正後の額を病院事業収益26億3,072万2,000円、病院事業費用28億2,434万6,000円とするものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策のための必要な機材、経費等を補正するものであり、支出の第1項 医業費用では、医療用吸引器の購入、透析用寝具カバー類の賃借料、A1問診に係る利用料であります。収入は、第2項 医業外収益で一般会計からの補助金でございます。

第3条は、予算第4条で定めております資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款 資本的収入及び支出の第1款 資本的支出の既決予定額にそれぞれ825万円を増額し、補正後の額を資本的収入1億6,489万6,000円、資本的支出4億7,501万2,000円とするものでございます。

この内容は、支出の第1項 建設改良費で、新型コロナウイルス感染症対応のための一般撮影装置の購入で、収入は第2項 補助金で一般会計からの補助金でございます。

なお、この補正に伴い、予算第4条本文括弧書きの資本的収支について不足する額及びその補填財源を記載のとおり改めるものであります。

28ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第48号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

第8 議第50号から第10 議第52号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 次に、日程第8、議第50号から日程第10、議第52号までの3案件について一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第50号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議第50号 財産の取得について御説明を申し上げます。赤スタンプ1番、議案集の41ページをお開きください。

美濃市消防団の藍見分団に配備いたします消防ポンプ自動車1台の購入につきまして、本年5月20日に入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、5月21日付で仮契約を締結いたしました。つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得の予定価格が2,000万円以上でございますので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容について御説明をさせていただきます。

取得する財産は、藍見分団第1部に配備する消防ポンプ自動車1台で、取得の方法は指名競争入札でございます。取得金額は2,193万4,000円、契約の相手方は、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔でございます。

以上で、議第50号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第51号、議第52号の2案件について、教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） おはようございます。

それでは、議第51号及び議第52号の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

最初に、議第51号 工事請負契約の締結についてでございます。

赤スタンプ1、議案集の42ページをお開きください。

美濃市新学校給食センター建設に伴う主体工事の請負契約につきましては、事後審査型条件付一般競争入札の方法により、5月21日に入札を執行いたしました。落札候補者が決定しましたので、書類提出を求め審査を行いましたところ、適正と判断いたしましたので、5月27日付で、新東・高瀬特定建設工事共同企業体と仮契約を締結いたしました。つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この契約締結について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容について御説明申し上げます。

契約の目的は、新学校給食センター建設に伴う主体工事でございます。契約の方法は、事後審査型条件付一般競争入札でございます。契約の金額は4億8,950万円でございます。契約の相手方は、新東・高瀬特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、関市東新町4丁目99番地の2、株式会社新東建設、代表取締役 加藤照彦、構成員は、美濃市松森1034番地4、高瀬建設株式会社、代表取締役 高瀬寿一でございます。

次に、議第52号 工事請負契約の締結についてでございます。

議案集43ページを御覧ください。

議第52号は、美濃市新学校給食センター建設に伴う機械設備工事の請負契約でございますが、議第51号の新学校給食センター建設の主体工事と同様に、入札は事後審査型条件付一般競争入札により、5月21日に入札を執行し落札候補者が決定しましたので、書類提出を求め審査を行いましたところ、適正と判断いたしましたので、5月27日付で仮契約を締結いたしました。つきましては、議第51号と同様に、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容について御説明申し上げます。

契約の目的は、美濃市新学校給食センター建設に伴う機械設備工事でございます。契約の方法は、事後審査型条件付一般競争入札でございます。契約金額は2億9,865万円でございます。契約の相手方は、朝日・後藤特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、岐阜市早田栄町4丁目28番地、朝日設備工業株式会社、代表取締役 渡邊直哉、構成員は、美濃市蕨生3173番地6、後藤水道株式会社、代表取締役 後藤毅でございます。

以上で、議第51号及び議第52号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題3案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第50号について、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第50号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第51号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第51号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第52号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第52号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から6月20日までの13日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から6月20日までの13日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については6月9日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月21日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付します。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午前10時50分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月7日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 須 田 盛 也

署 名 議 員 服 部 光 由

令和 3 年 6 月 21 日

令和 3 年第 3 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 6 月 21 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 46 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 3 議第 47 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第 48 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第 49 号 美濃市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 第 6 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 6 までの各事件

(追加日程)

議第 53 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君

総務課長・
選挙管理委員会
議事調査係長

西部睦人君

秘書課長 高橋保雄君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 澤村 浩

議会事務局次長 辻 美鶴

議会事務局
議事調査係長 内藤 佳奈子

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開議 午前10時01分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 豊澤正信君、5番 梅村辰郎君の両君を指名いたします。

第2 議第46号から第5 議第49号まで

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第46号から日程第5、議第49号までの4案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第53号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いを。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第53号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤好夫君） 議第53号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第53号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第53号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、就労による自立を図るための支援金を支給するため、追加補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ3番、議案集2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ485万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を96億5,805万5,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

3款 民生費は、485万1,000円を増額し、30億9,591万4,000円とするものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業485万1,000円で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が実施する特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対して、就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には、円滑に生活保護の受給へつなげるため、支援金を支給するものでございます。財源は、全て国県支出金で、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金でございます。

5ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第53号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑の通告は、本日10時12分までに事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時12分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（佐藤好夫君） ただいま議題となっている議第46号から議第49号まで及び議第53号の5案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務産業建設常任委員会は6月23日午前10時から、民生教育常任委員会は6月24日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知いたします。

第6 市政に対する一般質問

○議長（佐藤好夫君） 日程第6、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から御指名いただきましたので、発言通告に従いまして、一般質問3点、一問一答にて行いますので、よろしく願いいたします。

最初は、自治会要望についてであります。

本年4月に開催されました市の連自治会総会におきまして、自治会要望について、提出時期や実施の手順、これが昨年までとは異なる旨の通達が行われたというふうに聞いております。私も、3年前には地元の自治会長、地区の連自治会長を拝命させていただきまして、1年間務めさせていただいた経験があります。そのときのことを思い出しましても、数多くの手続をはじめとする事務処理や、あるいは事業に取り組んできたわけですが、結構悩んだものの一つに自治会要望の取扱いがありました。昨年度からの申し送りとともに、当該年度に発生する事案もあって、優先順位や、あるいは要望の規模、程度をどのようにまとめるかというようなことを地区の役員さんと話し合いをしながら結論づけた記憶があります。

要望を提出して、様々な条件をクリアしてから実施という形に至ってくるわけですが、結果の通知は年度の終わりに近い2月頃の記憶があります。自治会長として、実施から

成果につながらなかったようなときには、本当に大きな責任を感じたものでございます。

その自治会要望の手順が変更になったというふうに聞きまして、自治会長さんに伺いましたら、あまりよく理解されていないと、こんなような状況でございました。皆様も御承知のように、ほとんどの自治会長さんは、責任ある地区の役員を初めて引き受けるというような方も多く、またなおかつ1年で交代をされるという自治会が多い中で、こういった事務手続を理解して適切に処理をしていくということは非常に重荷に感じられている、こういった方が大変多いということは容易に想像ができるというふうに思っております。

このことから、自治会長さんの自治会要望への取組負担が少しでも軽減できないかというようなことを考えながら、4つに分けて質問をさせていただきたいと思えます。

自治会要望の取りまとめを主管する建設部長に答弁を求めますので、よろしく願いいたします。伊藤部長におかれましては、今回、美濃市のほうに来ていただきまして初めての答弁となるわけですけれども、よろしく願いしたいと思います。

最初の質問は、昨年度までの自治会要望の手順はどのようなだったのか、このことについての答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆様、おはようございます。

昨年度までの自治会要望の手順についての質問にお答えします。

自治会要望につきましては、例年4月下旬に開催する連合自治会総会において、要望書の提出を5月末頃の期限として依頼しているところでございます。要望書の受付後、例年約400件余りの要望箇所を、県関係機関、市担当課が現地確認を行った後、緊急性が高いと判断されたものについては早急に対応し、安全対策に努めております。

また、回答につきましては、優先順位を定めて、各自治会へ当年12月1日に中間回答を行っており、翌年2月1日には最終回答しているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） では、変更になった今年度からの自治会要望について、今年度の自治会要望、これはどのような手順で進めるかについてお伺いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 今年度の自治会要望の手順についての質問にお答えします。

今年度の手順としては、7月1日に要望書の提出を依頼し、8月末までに提出していただきます。要望書は、受付後、現地調査を行い、優先順位を定めて必要性を考えた上で、次年度の当初予算に計上し、できる限り要望にお応えできるよう努めてまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 自治会要望の提出依頼をする時期を4月下旬に開かれる自治会の総会のときから7月1日に遅らせたということ、併せて提出する時期を5月末から8月末まで変

更された、こういう答弁でございました。

自治会長さんの立場からすれば、自治会長を引き受けたすぐに要望を取りまとめて申請手続をするということは、大変厳しかった今までに比べますと時間的に余裕ができるということで、しっかり地元を調査したり、いろいろなものをまとめるという点では評価できる変更ではないかなというふうに思っております。

ただ、8月に提出された自治会要望に対して、現地調査を行って優先順位を決めて、翌年度の当初予算に反映する。こういう答弁をいただきましたけれども、当初予算の各担当課の起案というのは、大体私のお聞きしている中では例年10月末あたりを一つの目安にしてみえるというふうに理解しておりますので、そういう下では、提出を受けてから現地調査、優先順位の決定、あるいは予算計上というようなことまでの時間には結構タイトなものがあるんじゃないかなあというふうに思われます。

この点の進捗には支障がないというところは懸念されるところでありますけれども、今年度は初めての取組というところで、その成り行きについては注目していきたいというふうに思っております。

しかし、各自治会からの要望には、全てが来年度に実施できる、あるいはしていただきたいというような案件というのは非常に少なく、今すぐ実施可能というような案件も結構含まれているんじゃないかなあというふうに思っております。

そこで、3番目の質問になりますけれども、年度内に要望事項を実施するということはあるのでしょうか。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 年度内に要望事項を実施することはあるのかについての質問にお答えします。

要望事項の内容につきましては、現地調査を行った後、例えば道路舗装の穴、側溝蓋の割れ等、通行に支障があり緊急性が高いと判断されたものについては、例年と同じように年度内予算で早急に対応し、安全対策に努めてまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今までの答弁、質問、こういったもので自治会要望の実施の手順については、おおむね理解いたしました。

最初に申しあげましたように、自治会長さんにとって自治会要望が実施される時期については重要な問題ですが、その前に書類を作らないかんといい大きな仕事があるわけでございます。私は、これまで自治会要望書の作成には、前職、土木関係の仕事をしていました、そういった実務の経験や自治会長としての書類を作成した経験も踏まえながら、いろんな自治会長さんにアドバイスや事前調査などでお手伝いをするような関わりを持たせていただきましたけれども、自治会長さんとしては、初めて自治会要望書を作成するという作業は結構ハードルが高いというふうに感じています。と同時に、先ほども申しあげましたけれども、自

治会長さんは初めて引き受ける方が多いということ、それから任期は1年で交代される実態がほとんどあるということから、自治会長さんは、自治会要望などの申請書類を作成するというのを非常に重荷に感じていらっしゃる、こんなふうには思っております。

今まで実施されてきた自治会要望書を分類して整理をし、自治会長さんが作成する要望のひな形となるような、そういったものが公開されるということになれば、作成する場合の記入方法や記載内容など大変よく分かって、大きな支援になるということは間違いなく、また喜ばれるのではないかなというところは確信するところです。

そこで、最後の質問になりますけれども、今までの実施事例を整理して、参考事例として公開することはできないかについてお伺いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 今までの実施事例を整理し、参考事例として公開できないかについての質問にお答えします。

辻議員の御指摘のとおり、自治会長様は毎年交代される場合が多く、要望書の作成について苦勞されていることは認識しているところでございます。

今までも、要望書の記載方法など作成方法を書面にて提供しておりますが、不明な点は今までと同様に直接お問合せいただければと思います。

辻議員の御提案する実施事例を参考事例として公開することにつきましては、それぞれのケースにより対応が異なってしまう、複雑になることが考えられるため、考えておりません。今年度は、より分かりやすい記入例を示し、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 不明な点は直接の問合せに対応することで解決を図って、公開については、それぞれのケースにより対応が異なるということで複雑になることが考えられるので、今は考えていないという、そういう答弁でございました。

そうかも分からないんですけど、自治会にしてみると、やっぱりできるだけ参考事例がたくさんあれば、やはり作りやすくなるということと、逆に今度担当課のほうの立場から考えますと、自治会から問合せばかり来ておって、なかなか仕事の途中でそういった電話が入ってくるということで、業務効率が悪くなると。そういうのを少しでも業務改善につなげていくためには、そういった情報をどんどん開示していくという方向は、これはやっぱりいいんではないかなというように思いで、この提案も両者に利があるというような形で提案をさせてもらっているところでございますけれども、そういった結論を一つ出してみえるということになるならば、今年度はこういった形でやりますということですので、今年度の状況ということについて、また見守っていただければいいのかなあというふうには思っております。

同じように、自治会要望と種類は少し違うんですけども、道普請という、そういう一つの地元の皆さんが自分たちでいろんなのを計画しながら地域改善をしていくという、そ

う地域の絆づくりにもつながるような事業があるわけですが、こちらもやはりそういったひな形があまりしっかりしたものがなくて、本来ならば、こういったものが充実してくると地域の皆さんが自分たちの力で地域をよくしていこうと、そのためにいろんな提案をしていくという、まさに官民協働であったりとか、地域の皆さんが自分たちの地域をよくしていくためのお互いに絆づくりにつながっていくと、そういう非常にいい結果を生んでくるというような仕組みだと私は思っておりますので、そういった仕組みが今現在あるのは事実ですので、これをより活用していただくと。

せっかく予算を組みながら、ここ3年ぐらい見ていきますと、道普請なんかも大体三十五、六件、予算にすると100万弱という程度の使われ方だというふうに決算結果から見ておるんですけれども、そういったことも含めて、少しでも有効に予算を活用していただくという面からも、こういう作りやすい、書きやすい、ましてひな形があれば取り組みやすい。こういったところを視野に入れて、先ほども申しましたように今年度はこれで行きますという答弁でしたので、そこはしっかり見守りながら、そんなに上がってきたものを整理して一覧表にして公開するということは、手間もそんなにかからないわけですし、実施事例においても不要なところは黒塗りにしたりしてPDFでやっておけば、そんなに手間がかかることじゃないと思いますので、ぜひ公開に向けて、またデータベースを充実していく。こんな取組をしていただきたいということを提案して、その経緯を見守っていきたいというふうに思っておりますので、対応のほうをよろしくお願いしたいと思います。

これで1番目の質問を終わらせて、2番目のほうの質問に入っていきたいと思います。

2番目の質問は、市が所有する書画、絵画等の美術品についてということでお伺いをしたいと思います。

今年の3月23日に竣工式が挙行されまして、本格的な運用が開始されました美濃市健康文化交流センターのラウンジには、石川勇さんから寄贈を受けました絵画が2点展示されていますね。市役所本庁舎内にも数点の絵画等が展示されております。これらは、寄贈を受けたものや場合によっては購入により所蔵に至ったものもあろうかというふうに推察をしておりますが、私が議員として仕事をさせていただくようになってから10年たつわけですが、この間こうした絵画等の展示が変わったというような記憶はありません。

過日、友人である他市の市議会議員の方が美濃を訪問して下さったときに、旧今井家住宅を案内させていただきました。そのときに、古川館長に水琴窟をはじめとした数多くの美濃の文化について、しっかりした説明をしていただきました。このとき、水琴窟のちょっと裏にある美濃の史料館にも御案内をいただいて、そこで佐藤一斎という漢学者の存在を初めて知りました。改めて、私が今までに知っていた美濃和紙に関すること、あるいは自然風土とは異質の美濃の歴史、文化の一端に触れたということで、大きな感動を受けたわけでございます。

こうした感動は、観光で美濃へ来ていただく皆さんのみならず、市民の皆さんにも広く体験いただけるといいなあというふうに思うと同時に、美濃をアピールする大きなセールスポ

イントになるんじゃないかなということもまた思った次第でございます。何人かの市民や役所のOBの皆さんからも、市は多くの美術品を持っているはずだが、どうなっているんやろうかというような声を今までに幾度となくお聞きをしたこともよみがえりました。

今回は、こうしたことを踏まえて、市が保有している書画・絵画等の美術品について、その所在や保管方法、こういったものを確認して、広く活用することで美濃市の経済や文化の活性化、こういったものにつながる効果的な活用ができないのかなあというようなことについて、4つの観点から質問、提案をさせていただきたいというふうに思います。

これらの美術品については、市が保有するまでに至る状況によって、その所管は各部署ごとに異なるようですが、最も所管する点数が多い教育委員会人づくり文化課に取りまとめをお願いして、質問1番から3番までについては教育次長に、4については観光関係を所管する産業振興部長にそれぞれ答弁を求めますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初の質問になります。

現在、市が保有している美術品の点数はどれくらいあるのかについて答弁を求めます。よろしく願いします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） おはようございます。

それでは、辻議員の御質問の1点目についてお答えをさせていただきます。

市としては、書、掛け軸、びょうぶなどの書画が173点、油絵、水彩画などの絵画が126点、絵図などが42点で、計341点を所蔵しております。これらについては、施設の所管課で管理しており、産業振興部で53点、総務部で28点、民生部で11点等でございますが、教育委員会が最も多く221点を管理しているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） その数341点、かなりの点数を持ってみえるんだなあということで、少なからず驚いたことでございます。

数日前の中日新聞に、関市の所蔵絵画展の開催ということが報じられていました。記事によれば、関市には絵画だけでも100点以上の所蔵があるというふうに報じられていました。このことを考えると、美濃市の絵画保有点数126点というのは結構多くあるんだなあということを改めて感じた思いでございます。

では、それらの保管状況はどのようなか、これについて2番目の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） それでは、御質問の2点目についてお答えをいたします。

市の保有する書画、絵画、絵図など341点のうち、134点を展示し、207点を保管しております。旧今井家住宅・美濃史料館は、書画など12点を専用ケースに展示し、職員による展示

状態の確認を行いながら、市民や観光客の方々に一般公開を行っております。

また、多くの人が集まる場所を心地よい空間とするため、絵画などを庁舎や地域ふれあいセンターで39点、文化会館や中央公民館には31点、健康文化交流センターに2点のほか、美濃病院、美濃和紙の里会館などで50点を展示しております。

保管しているものについては、和紙の里会館の49点は専用の収蔵庫により温度管理を行いながら管理し、美濃和紙用具ミュージアムふくべは資料室に120点、その他38点は所管課の施設内の書庫等で保管し、職員が目視による点検や換気を行い、管理をしているところでございます。

[9 番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 市が保有している341点がある中の約40%が実際展示されているということ、これもまた改めて驚きました。そんなにないなあと最初に申し上げたわけですが、結構な数がいろんなところにあるということがよく分かりました。

その保管の状況も、やっぱり和紙の里会館には専用の収蔵庫なんかがあるということで、これは恐らく和紙関係の湿気であったりとかというようなことに対する対応に配慮された保管だろうというふうに思っております。ちょっと安心したところでございます。私もやっぱり紙すきのうちに生まれていますので、こういったものが保管の状況によってはカビが生えたりだとか、いろんな後で手を加えるような状況になっては、これはやっぱりせっかくの宝が大変なことになってしまうということで、適切な管理をいただいているということは大変ありがたいことだというふうに思っております。

しかし、全てが展示可能な美術品ではないこと。これもまた承知はしているところでございますが、こうした展示可能な場所を活用して保有美術品を展示、市民をはじめ美術品に関心のある皆さんに見ていただく。例えばその場所として庁舎内をはじめ多くの市の施設、こういったものもその候補に入れながら展示をすると。こういったことも非常にいいことではないかなあというふうに思っております。

先ほども紹介しましたけれども、お隣の関市では、所蔵する絵画の展示会を約1か月間開催されて、市民に向けて作品や画家を知ってほしいと呼びかけていると、こんなふうに新聞では報じられております。

こういったことを延長していきまして、これら美術品の活用について、市としてはどんなふうに考えているのか。これについてを3番目の質問として答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） 3つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。

市の所蔵しているものについては、旧今井家住宅・美濃史料館では、美濃市の歴史的な魅力を発信するために書画等を常設展示し、和紙の里会館では、美濃和紙の伝統を感じていた

だけるよう、本美濃紙を使用した書、絵画を展示しております。毎年、市民の文化力の向上を目的として市美術展に併せて開催している文化財展では、保管している書画等の入替えを行いながら、市内外の方々に御覧いただいております。

なお、絵図は市の歴史的資料として貴重であり、価値が高く、市史編さん室で市史の悉皆調査の資料としております。

今後の活用につきましては、保管しているものも併せ、作者や作品などのジャンル別や歴史をテーマにした展示会の開催や、既存の美術展・文化財展の充実を図り、市民をはじめとする多くの方々に美濃市の文化及び歴史などの情報を発信できるよう検討していきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今、様々な美術品、あるいは資料等について、その活用、市の考えを答弁いただきました。答弁の中で、今後はジャンル別、テーマ別の展示会の開催や今まで続けてきた展示会の充実を図り、我が市の歴史・文化を発信できるよう検討するという答弁でございましたので、今後の推移には大いに関心を持って見守っていききたいというふうに思っております。

私は、様々な機会を利用・活用することで、市民の文化力を養ったり、美濃の歴史に触れるきっかけとして、所有する美術品を常設や臨時で公開することを提案したいというふうに思っております。市の保有する美術品のみならず、市内各地の神社仏閣をはじめとする各所には、数多くの文化財も存在しております。

本年3月に第2期として発行されました美濃市歴史的風致維持向上計画によれば、県・市指定有形文化財の絵画は、それぞれ3点ずつの計6点あります。彫刻は、県指定で15点、市指定で32点の47点、加えて工芸品も県指定6点、市指定14点、このほかにも無形文化財、有形・無形の民俗文化財など数多くあります。毎年、市が主催する文化展や美術展には、市民をはじめ市外からも多くの皆さんが出展される作品展として開催されているのは御承知のところであります。

こうした開催時期に併せて、これらの文化財や市が所有する美術品などを一斉に公開して、展示をして、市内丸ごと歴史文化・美術品に触れられる美術展とする期間を設ける、こういったことを提案してみたいと思いますが、どうでしょうか。美濃市をアピールするとともに、市民にとっても我がまちの文化歴史を知り、学ぶことで文化力の向上につながるものと思っております。

昨今のコロナウイルス感染症の蔓延により、自宅に籠もらざるを得ない状況下で1年以上過ぎしてこられました多くの皆さん方には、感染防止の配慮の中で、何か機会があれば外に出たいという気持ちは相当強いものがある、こんなふうに推察されます。また、昨日解禁されました非常事態宣言等もありますので、こういった私が提案させていただきました市内丸ごと美術館を実現できれば、観光面の集客であったり、併せて市民の文化力向上にも大きな

効果が期待できるのではないかなというふうに考えております。

そこで、最後の質問になりますけれども、美濃市の観光面における活性化につながる資源としてこうしたものを活用してはどうかについて、これは観光面に関係いたしますので産業振興部長のほうに答弁を求めますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） おはようございます。

それでは、4つ目の御質問、美濃市の観光面における活性化につながる資源として活用してはどうかという御質問についてお答えをいたします。

市が所有する美術品の活用事例としては、現在、旧今井家住宅で史料館として蔵を整備し、平成30年1月から掛け軸やびょうぶを展示しているほか、美濃和紙あかりアート館では、歴代のあかりアート展の入選作品を平成17年8月から展示しております。

また、美濃和紙の里会館では資料展示が主になりますが、美術品の類いを観光資源として展示しているのは、主にこの3施設となっているところでございます。その他の施設において、市が所有する美術品について観光資源として活用することは、現段階では困難であると思われま。

一方で、文化財に目を向けますと、平成30年6月に文化財保護法が改正され、国の認定を受けることで文化財の保存と活用を地域振興の視点で行うことが可能となったため、現在、美濃市文化財保存活用地域計画を作成しているところで、この地域計画が認定された暁には、文化財の魅力向上を図り観光資源として活用して、地域の活性化につなげることであります。

なお、この認定を受けることによって、文化財の保存や活用に要する事業について、補助率加算などの支援が受けられることとなっております。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） なかなか難しいというような話ですけれども、前向きに取り組みたいというような意欲はあるのかなというふうに感じております。

集客力のあるような、そういう美術品はそうないんやけれども、なかなかそういったことを企画していくというのは難しいというような答弁だというふうに思っておりますけれども、結局、名のあるものがあつたら人が集まってくるのかということ、それは要は他人のふんどしで相撲を取るという言い方は変なんですけど、そこに企画力というのがあまりにもなさ過ぎるのではないかなというふうにちょっと思います。

つまり、保有しているものの中に何かしらストーリー性のあるものをつくり出して、そうしたものと地域を結びつけていく企画、こういったものがやはり地元の観光誘客につながったりするんじゃないかなあと。

ちょっと物すごく飛躍する話ですけれども、先ほどもちょっとお話しました佐藤一斎という方が見えるんですが、幕末の漢学者の方なんですけど、結構幕末ということで、佐久間

象山であったりだとか吉田松陰とか、こういう人たちとも親交があったり、また美濃の方とも大変交流があって、そういった人が生かしていくためには、例えばNHKの大河ドラマの主人公に佐藤一斎を推してみようというような動きをちょっとやってみて、うまくNHKが乗ってくれたら、これはまたこれで美濃との関連があるよというようなことで、この佐藤一斎という方のひいおじいちゃんに当たる人が美濃に関係があるという、そんなようなことが先ほど言った風致の関係のところにもストーリーとして載っていますので、そういったことなんかを一つの例として、やってみるのも一つの、即実行できるものじゃないですけども、少し温めながら、実現したら結構爆発的に、佐藤一斎さんは岩村の方なんですけど、「半分、青い。」と同じようなことにもつながると。こういったことも、やっぱり知恵を出していくということは非常に大事なんではないかなあというふうに思っております。

文化展や企画展もいろいろやってみえるという中で、これからはこうしたストーリー性を持たせたものも織り込みながら、企画に加えていただくというようなことも併せて御提案をできたらなあというふうに思っております。

今回の質問で、市の保有する財産の一分野として資産価値ということはもちろんですけども、所在であったり点数などをしっかりしたデータベースが一つ確立できたということについては、一つの成果として評価をしたいというふうに考えております。今後の活用について積極的に取り組んでいただける、こういったことを期待しまして、この絵画等の美術品の活用についての質問を終わります。

3番目の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

3番目の質問は、指名競争入札辞退についてでございます。ちょっと難しい、堅苦しいような質問になっております。

昨年度は、議長職ということで1年間様々な書類の決裁に携わらせていただきました。その中の一つに、入札結果報告書の確認、決裁というものがあまして、そのほとんどが委託であったり、あるいは工事に関する指名競争入札の結果でございました。美濃市契約規則、総則をはじめとして、一般競争入札による一般競争契約（第2章）、指名競争入札による指名競争契約（第3章）、あるいは随意契約（第4章）と契約の締結（第5章）ということで定められております。

予算を執行するに当たりまして、より実効性を高めること、このほかに厳しい財政状況に鑑み、より効果的な運用が求められ、決算審査ではこの点をしっかり検証・精査する。これも議会の重要な使命であるというふうに認識をしております。

そんな中で、昨年度の入札結果を見ていった中に、指名業者が7者ありました。そのうち6者が入札辞退で、1者の入札で落札をされた。あるいは、指名業者が9者ありましたが、8者が入札を辞退して1者が入札に参加をしまして落札をしているという事案がございました。これには、いろいろな仕組みや慣例といったこともあろうとは思いますが、競争入札という手段を採用している以上は、こうした点はしっかり理解しておくべきとの観点から、この指名競争入札辞退について質問をしたいと思っております。

つまり、競争の原理が働かない段階で事が決まってしまうということに、予算あるいは財政的な部分に十分な効果があるだろうかというような観点から質問させていただくということでございます。これに関しては、入札に関しての所管でありますところの総務部長に答弁を求めますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問になりますが、入札辞退はどの時点で意思表示をされるのかについてお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、辻議員の3つ目の質問、指名競争入札における入札辞退についての1点目、入札辞退はどの時点で意思表示されるのかについてお答えをいたします。

入札辞退届を提出される時期につきましては、企業によってまちまちで、入札日当日といった場合もございます。地方自治法、同施行令、市条例においては、いつまでに入札辞退の届出を提出しなければならないという規定はございませんが、入札を辞退する場合は、その旨を記載し、文書で提出していただくこととしてございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今答弁いただきましたように、辞退する場合には、市の規定によって入札辞退届という様式が定められておまして、辞退の理由を明確にするということを求めています。したがって、過去に入札を辞退した業者については、この辞退届が提出されているものと思われま。

そこで、2番目の質問なんですけれども、入札辞退の理由にはどんなものがあるのか、このことについて答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、2点目の質問についてお答えをさせていただきます。

過去の辞退届を確認しましたところ、弊社都合のためといった理由が多く、そのほかには、配置できる技術者が確認できないため、業務を遂行するための体制を整えることが困難であるため、業務日に機材が間に合わないため、納期に間に合わないためといった理由がございました。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今答弁いただきました入札辞退の理由の中には、指名通知が届いた時点で、この入札案件について獲得しても対応できないから辞退せざるを得ない、こんなふうに判断できるような理由がほとんどであるような感じであるというふうに理解しております。

さきに述べましたように、入札辞退の案件以外に、昨年度の入札結果報告書を調査してみても、やはり入札辞退という業者がありまして、その全てが入札を辞退したということではなくて、入札を辞退した業者をちょっと調べてみると、特別な事例だと思いますけれども、

ある業者さんは、前回の指名願いを受付した平成30年には、指名願いを出して見えませんでした。これはいつも2月なんですけど、令和2年に指名願いを出して、令和2年度、3年度の指名業者として登録をされている業者がありました。その指名願いを提出した最初の令和2年度に指名を受けたんですけども、入札を辞退された。

普通で考えると、仕事が欲しいということで、その仕事を得るための手段の一つとして官公庁への指名願提出という、こういう戦略を持ってみえるわけですし、その指名を受けるためには指定の要件を満たしていなければならない。あるいは、それは当然のことなんで、指名の通知が来たということについては、仕事を獲得できるいいチャンスが来たんだというスタートラインに立てると、こういうことをやっぱり思われるのが普通ではないのかなと。つまり、指名願いを出した。初めて指名通知が来た。よし、これは仕事が取れるかも分からんというチャンスが来たぞというふうで、何とか獲得に向けて動こうという、普通はこういうケースが推察されるんですが、こうした状況の中でも、せっかく得られた受注のチャンスを自ら辞退するという行為は、先ほどもいろんな理由を述べられましたけれども、そういったことはあるにせよ、やはり指名に漏れた業者さんもあるわけですから、そういう方に対してもちょっと背信行為になるんじゃないかなというふうに思うところであります。

そういう意味を込めながら3番目の質問になるわけですけども、入札を辞退した業者に対しては何らかの措置を講じているのですかということまで答弁を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、3点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

入札辞退は各企業の経営判断であるため、特に措置を講じる規定はございませんが、入札辞退の理由が明確でない、あるいは何回も入札辞退が続くような企業にあっては、指名を行わないことを原則としております。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 今答弁でも、入札辞退は各企業の経営判断なんだということで認めていらっしゃるということは、逆に予算内で予定価格を下回っておって、入札金額がより効率的に決定されるという、この競争の原理を求める行政側の意図とはちょっと違うのかなあと。つまり、主体が企業側にあるんじゃないかなあというふうに思っております。

入札を辞退する業者には、それぞれ辞退の理由があるということについては、先ほどにもあったように理解はできますけれども、逆の立場の発注する行政のほうとして、せっかく競争入札にして適正価格というのはもちろんですけども、予算に対して少しでも安い価格で、より業務執行を行うことで財政面への負担軽減を図るべき、これは当然明白になっている部分だというふうに思っております。入札辞退だけでなく、適正価格の入札に至らない、不落札というような事態も想定されることもあるんですけども、予定価格の設定が適切か否かという、こういった行政側の問題発見にもつながる可能性があります。

つまり、たくさんの指名業者さんが見れば、これはちょっと積算がおかしいんじゃないかとか、そんなことに気づいていただく場合もあるんですけども、安易に入札辞退がどんどん来たときに1者でもいいやということでやってしまうと、そういったことも見逃してしまう可能性もあるのではないかなというふうを感じるわけでございます。やはり競争入札を選択した以上は、美濃市指名競争入札参加者選定要領にも定められている設定金額に対する業者数を満たす業者による競争入札を執行できるよう努めること、これは必要なことではないかなというふうに考えております。

そこで、最後の質問になりますけれども、指名競争入札において、入札辞退の意思表示を受け入れる時期を設定して、入札辞退により参加業者数が定められた要綱による業者の数に満たない場合には、指名替え等によって再度競争入札の原理が働くような運用に変えていくようなことは、そういうふうにするべきだというふうに考えるんですけども、このことについてはどう考えてみえるのかについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、辻議員の4点目の質問についてお答えをさせていただきます。

入札につきましては、美濃市契約規則や美濃市指名競争入札参加者選定要綱に基づき、工事または製造の請負は130万円、物件の受入れは40万円を基準の金額とし、また入札参加者数については、建設工事は1,000万円未満で5名以上、物件の買入れ等は500万円未満で5名以上といった基準により入札を実施していますが、入札辞退により要綱に示された選定業者数を満たさない場合でも、複数の業者の入札があれば競争入札として成立しているものと考えます。

また、辞退があった場合は、指名替え等、再度競争入札の原理が機能する運用に変えていくべきとの御提案ですが、当日の辞退も想定され、辞退者の把握を全てできるものではございませんので、そうした運用はできないものと考えております。

なお、指名競争入札への参加者は、指名のあった業者から選定をしておりますが、該当業種の業者を全て指名して入札を行った場合には、1者しか入札者がいない場合でも、これ以上の業者指名ができないため、入札を成立としております。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 今答弁いただいた内容、それなりの理解ができます。あくまでも各企業側に配慮した選択であると、こんなふうに思っております。

本来、競争入札を選択した時点から、行政にとってより有利となる契約締結につなげる結果を得るための努力をすべきだというふうに考えますし、それを求めていくべきだというふうに思っております。例えば指名業者の数が足りない場合には、条件付一般競争入札を選択することや、2者しか指名できないような場合には、例えば見積り合わせ等によって随意契約を採用するとか、行政側にとってより有利な条件の下で予算執行を可能にする、こういっ

たことも考えられるのではないかなというふうに思っております。

ただ、ここでは指名競争入札の方法であったり、そういったことについて議論するつもりはありません。昨今のコロナ禍に起因する自主財源の減少、これはしばらく続くという見通しであること。それから、国県補助金として財源手当ては継続される可能性はあると思えますけれども、交付税や臨時財政対策債、こういったものの見直し、減額の可能性もこれからは大いにあるんだというふうに思われます。

市長もよくおっしゃいますが、財政面では出を制する時代に入ってきているんだと。であったならば、財源をより効果的・効率的に執行する、そういう努力をすべきは必然であると、こんなふうに思うわけでございます。

入札辞退という出口に目を向けても、予算査定段階での設計価格の精査や見積り収集などの財源の執行に至る過程でも努力研究することは可能である、こんなことにつなげてほしいというふうに思います。今回の質問を機に、競争入札の原理を機能させる仕組みづくりへの研究はもちろんですけれども、併せて財源の有効活用も視野に入れて取り組んでいただける、こういったことに大いに期待を寄せて、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、大きく2点、お聞きいたします。

大きな1点目の質問ですが、令和3年3月定例会、5月臨時会で提出された美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の特例期間について、市長さんに3点ほどお聞きしたいと思います。

まず初めに、この条例について私は2回反対討論をいたしまして、そして新聞記事には、「前回否決された案と同じで、議会軽視と言わざるを得ない」という一文だけが記事になり、市長さんにおかれましては、「市民に寄り添おうと考えて提案したが、非常に残念。否決は理解に苦しむ」と答えられておりました。

私は、市長さんが給与を減額されたいという思いについては、大変感謝しているものでございます。市民に寄り添い減額されたいという市長さんの願いについては、全く反対するものではございません。ただ、このコロナ禍という有事において、むしろ感謝すべきことであることも、私も市民の一人として思っております。

しかし、私の言葉足らずなところがあり、市長さんをはじめ市民の皆さんに私の思いがうまく説明できなかったことについて、まずおわびしたいと思います。誠に申し訳ありません。

この条例に反対した私の一番の思いは、この特例期間が市長さんの任期を超えて設定されていることにあります。市長さんの任期は、令和4年1月25日です。つまり、来年の1月25日になります。しかし、提出された条例の特例期間は、令和6年3月31日までです。

私は、反対討論の中で、「どうしても減額が必要であるならば、市長さんの任期中に限るべきです」とお伝えしました。この一文が記事に取り上げられていたらと思いますが、この点が私が一番気になる点であり、注視していきたい点であります。3月定例会、5月臨時議会では一般質問ができませんでしたので、この件に関して、3点市長さんにお聞きしたいと思います。

まず1点目です。

この条例の特例期間について、前市長さんのときから市長任期を超えた期間で施行されたことはありますか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 須田議員から、美濃市特別職の職員の給与に関する条例の1点目として、この条例の特例期間について、前市長のときから市長の任期を超えた期間で施行されたことはあるかということでございました。

厳しい財政事情の下、着実に事業を推進するために、前市長により美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例が制定され、平成17年1月1日から市長の任期内で特例期間を設け、減額がされてきました。したがって、市長の任期を超えた期間では施行されておりましたが、副市長につきましても同様に副市長の任期内で特例期間が設定されておりましたけれども、時期がずれておりますので、どうやって言ったらいいかちょっと私も分かりませんが、一応市長の任期内、副市長の任期内で設定されておりました。

なお、私が副市長及び市長に就任したときには、この条例が施行されておりましたので、前任者の期間を適用して減額をしていたというのが実態でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 今御答弁のように、前市長さんは任期を超えての特例期間の設定はされなかったということですね。そうであるのかな、それが普通であるのかなと私も思っております。

このコロナ禍において厳しい財政運営が求められる中、全国の多くの市町村で、市長さんをはじめ特別職の方々の給与削減が実施されております。昨年6月の朝日新聞デジタル記事には、次のように書かれてありました。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、愛知県内54市町村のうち半数を超える31市町が、正・副市長らの給与を削減することが朝日新聞の調べで分かった。厳しい財政運営が求められる中、巨額の感染対策や経済対策の一部に充てるためだが、議会の否決で削減しない自治体もあり、対応は分かれたという記事でした。ここに書かれている給与削減された31市町の特例期間を見ますと、給与削減の期間は、ほとんどが1か月から12か月であり、2つの自治体だけが首長さんの任期満了までとなっております。

した。このほかにも減額期間を設定された自治体もあると思いますが、多くの自治体は首長さんの任期内において特例期間を設定されているのではないかと思います。

特例期間を決めるのは、首長さんが自らの責任においてやっぱり行われるべきであり、任期を超えた期間については、次の首長さんがお決めになることではないでしょうか。ほかの首長さんと同様に、前市長さんも減額の特例期間について任期を期限にされたのも、私と同じお考えであったのではないかなあというふうに御推察します。

だから、私は、どうしても減額が必要であるならば、市長さんの任期中に限るべきですという発言をしました。

そこで、2点目の質問に入ります。

この特例期間を市長さんの任期を超えた期間で設定されたのはなぜでしょうか、お聞きいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 2点目の特例期間を超えて設定したことでございますけれども、平成16年度の市の財政状況の弾力性を示す経常収支比率は88.5%、これを境にいたしまして、平成20年度には99.9%となり、非常に厳しい状況になりました。また、財政調整基金につきましても、平成17年には14億5,600万円の残高がありましたが、財政状況が厳しくなる中、その一部を取り崩し、平成20年度には8億3,600万円まで残高が減少してきました。市としましては、行政改革の下、職員数のカットや事業の縮小、特別職の報酬の削減などにより財政状況の改善を図り、令和元年度には経常収支比率91.1%、財政調整基金残高は21億7,500万円まで改善をしておるところでございます。しかしながら、依然として厳しい状況にあることには間違いございません。

さらに、5月臨時会の議案提案でも御説明をさせていただきましたけれども、昨年度から続くコロナ禍において、令和2年度の市民税の税収見込みが令和元年度決算に比べ1億8,000万円余りの減収となることが見込まれており、財政状況がさらに厳しくなると、こういったことが予想されます。

過去の例を見てみますと、2008年、平成20年ですが、リーマンショックの影響は3年間続きました。市としましては、特別職の副市長、教育長と協議をし、減額の特例期間の期限を令和6年3月31日までと設定したものであります。この3年というのは、教育長も今年の1月からですので、教育長の任期ということであれば任期中ということかも分かりませんが、したがって、私の任期である来年の1月25日とは関係なく、3年間を減額の特例期間として設定したところであります。

いずれにしても、私の任期中だけ財政が厳しいのであれば、そんなことにこしたことはありませんけれども、決して財政が厳しいのは任期には関係ございませんので、そういった3年間という期間を設定させていただいたところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 今の御説明のように財政の厳しさ、私も理解できないわけではないですが、なかなか詳しいことについてまでは、まだ私自身も勉強不足でよく分からないところがいっぱいあります。

今言われましたリーマンショックが3年間あったとか、教育長さんが新しい3年間だからというような理由でしたけれども、やはり首長さんの任期を超えるということについての理解があまりよくできないのは私だけなのかなあと。あくまで特例という期間であるということですので、私はこの条例は任期中の首長さんの責任において行われるべきじゃないかなというのが、やっぱり私の考えであります。

しかしながら、いろいろな立場や考え方の違いから、物事に対する正しさは一つではないとも思っておりますので、この御答弁につきましては、市民の皆様の御判断に委ねたいというふうに思います。

続きまして、3点目の質問です。

この条例の特例期間を市長任期を期限にして、もう一度再提出されてはどうですかと、お尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 3点目にお答えさせていただきます。

今前問でもお答えいたしましたとおり、厳しい財政状況ということが原因でございますので、私の任期のみ財政が厳しいのであればそれにこしたことはございませんけれども、そうではありませんので、今回、三役が相談をして決定したところでございます。

そして、私個人ではなくて市長という職としての減額ということに考えておるところでございますので、私の任期として、再提出するという事は一切考えてございません。なお、須田議員から何度も提案がございましたように、報酬が高いのであれば審議会を開くということではございませんので、美濃市特別職報酬等審議会条例に基づきまして、審議会を6月中に開催をしていくこととしております。

〔2番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） もう一切出されないということで、6月に特別職報酬等審議会を開催されるというお話ですが、もしできましたら、やっぱり本定例会に追加議案で提出されることを私は期待したいというふうに思っております。

また、市長さんが今言われましたように、今月中に特別職報酬等審議会を開くというお考えを私が知ったのは、新聞記事からでした。中日新聞に、2回続けて否決されたことから議会と相談し、議員報酬を含めて議論するという記事が書かれてありました。新聞記事に書かれていた「議会と相談し、議員報酬を含めて議論する」という市長さんのお言葉を真摯に受け止めさせていただきたいというふうに思っております。

お隣の関市でも、この審議会を開く方針が明らかにされ、幅広い意見を伺い、年内をめどに答申を受ける予定という新聞記事も読みました。美濃市でも幅広い意見を伺い、丁寧な手

続、丁寧な説明、丁寧な議論が進められることを期待しまして、この質問は終わりたいというふうに思います。

続きまして、大きな2点目の質問に入ります。

初めに本質問に先立ちまして、先月6月2日に発生しました私ども広岡町内の火災発生に対しまして、御迷惑や御心配をおかけしましたことを、この場をお借りして市民の皆様方にまずもって深くおわびしたいと思います。また、御心配いただいたり迅速な対応をしていただいたりした市民の皆様方をはじめ、関係者の皆様方に改めて厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

この日の朝8時過ぎに小倉山サイレンが鳴りました。私は美濃地区の火災だと気づき、自宅ベランダから周りを見ました。その後、防災同報無線が鳴り、広岡町という放送が聞こえるのと同時に煙に気がつきました。邪魔にならないように現場近くで近所の方と情報交換しておりました。大きな災害にならなかったことが本当に幸いでした。

大きな2点目の質問は、この小倉山サイレンについてであります。

今から25年ほど前の平成8年12月議会で、山口議員と日比野議員が小倉山サイレンについて一般質問されております。当時は、火災時に小倉山サイレンから防災同報無線に変更になっていたものを、深夜の火災時に防災同報無線ではよく聞き取れなかったという事案から、小倉山サイレンの活用について質問されており、その後、小倉山サイレンが再利用されるようになったと聞いております。

そこで、大きな2点目の質問は、小倉山サイレン吹鳴試験についてであります。

今現在は、毎週小倉山サイレン吹鳴試験が行われておりますが、いつ、どのような経緯から、現在のように毎週月曜日に吹鳴試験が行われるようになったのですか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、須田議員の2つ目の質問、小倉山サイレンの吹鳴試験についての1点目、いつ、どのような経緯から、毎週月曜日に吹鳴試験が行われるようになったのかについてお答えをさせていただきます。

小倉山サイレンにつきましては、現在使用しております防災行政無線の導入に併せ、平成4年3月をもって一旦廃止をいたしました。しかし、議員が述べられたとおり、小倉山サイレンの再利用についての要望が議会の一般質問や美濃地区自治会からございまして、自治会、消防団、消防所と協議した結果、平成9年4月から防災行政無線と併用する形で、災害時にサイレンの吹鳴を再開しております。

なお、サイレン吹鳴装置は毎日の動作確認が必要であり、以前は正午に点検を兼ねて毎日サイレンの吹鳴を行っておりましたが、再導入した平成9年4月からは、同報無線と併用していることから、週1回の動作確認を月曜日に実施しているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございます。

現在のような状況になったことや美濃地区の防災にとっても重要なものであるということ、いろいろな方々で相談して決められたということがよく理解できました。

しかし、この小倉山サイレン吹鳴試験に対して、市民の方から私は次のような意見をいただいております。どうして毎週サイレンの吹鳴試験をしなければならないのか。毎週試験をしなければならない機器なら、新しい機器に替える必要があるのではないか。毎週吹鳴試験があり、やかましいので止めることはできないかという意見がある一方で、昔みたいに正午のサイレンとして活用できないかという、吹鳴試験でなく、生活の一部として活用できないかという意見もいただいております。そういえば、昔はサイレンでお昼を感じていたことを、私も教員をしていましたのでよく思い出します。市役所にも様々な意見が届いているのではないかというふうに思っております。

美濃地区は、ほかの地区に比べ住宅が密集している地域ですので、小倉山サイレンの活用はとても有効であることはとても理解できます。小倉山サイレンについては、小倉山に近い町内の方と少し離れた町内の方の意見や、消防署員や消防団の方の意見もそれぞれの立場があり異なると思いますが、20年以上も続いている現在のような吹鳴試験のサイレンの在り方について、意見交換できる場があるとよいと考えております。

そこで、最後の質問をいたします。

小倉山サイレンの吹鳴試験の在り方について、美濃地区の市民や関係者と協議するような機会をつくることはできないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、2点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

小倉山サイレンの吹鳴試験については、議員が述べられましたように、やかましいのでやめることはできないかといった御意見が市にも寄せられております。

しかし、消防署において車両のサイレン吹鳴装置の点検が毎日行われているように、小倉山サイレンについても、機器が新しい、古いに関わらず、万が一に備えて正常に作動するよう、定期的な点検が必要であると考えております。小倉山サイレンの吹鳴は、火災の発生を市民の皆様に伝える手段の一つであり、消防団が一刻も早く現場に駆けつけ、火災を最小限に食い止めるための重要な役割を担っております。

市といたしましては、非常時に備えてサイレンの吹鳴試験は必要であると考えております。様々な御意見があるかとは思いますが、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。なお、今後は、サイレンの吹鳴試験について広報紙等でも広く周知をしてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございます。

美濃地区の方々の防災や安心・安全の生活のために必要だと考えられていることはよく理解できております。様々な意見があることも理解できますので、市民の方に御理解いただけ

ますように、丁寧な説明の場をいろいろな機会を通して進めていただきますようお願いを申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま山口育男議員から体調不良のため早退届が提出されましたので、御報告を申し上げます。

次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

午後1番バッターで一般質問をさせていただきます。

今回、私は一問一答形式で2点にわたる一般質問を行います。

まずその1点目であります。

少し遡りますが、2021年1月6日、この中日新聞に、「美浜広域避難計画策定、30キロ圏内の27万8,800人対象」という見出しで記事が報道されておりました。

その中身は、市民の中にはコロナ禍と相まって、日頃から原発の再稼働とか福島汚染水の海洋への放出問題等に高い関心を寄せる人がおられます。70%の確率で起きるであろうと推測される南海トラフ地震に対する防災情報も広がりを見せております。

同時に、今、世界を覆うコロナ禍蔓延により、原子力災害を含めた地球環境の今後における環境保全や安心・安全な暮らし等についての意識は以前より一層高まってきています。

この記事が5か月前の掲載であったために、答弁内容との関連から記事の一部分を紹介させていただきます。福井、滋賀、岐阜の3県と内閣府などは5日、東京都内で地域原子力防災協議会を開き、関西電力が今月以降の再稼働を目指す美浜原発、福井県美浜町にあります、で重大事故が発生した際の広域避難計画を取りまとめた。原発から半径30キロ圏内に住む3県10市町の約27万8,800人が対象になる。近く政府の原子力総合会議で了承される見通し。前略で、揖斐川町の49人は、町内か同県美濃市に避難する。中略、昨年8月に大飯原発周辺であった福井県原子力防災訓練では、避難所のスペース確保などに課題を残した、このようであります。

一方、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現のための防災・減災に資する国土強靱化基本法が公布・施行され、それに基づく地域の強靱化に資する事業の推進やいかなる災害が発生しても機能不全に陥らず、強くしなやかな美濃市を実現するための計画案が策定され、その期間は今年度から令和7年度までの5年間としています。

いずれも国・県・市の流れを酌む計画で、広域避難に関わる共通課題が含まれていることから質問の内容の参考として取り上げました。

特に災害はいつ発生するか分からない、こうした現状から避難実施に関わる考え、そのた

めの準備、避難先と避難所の開設・運営等について、美濃市としての対応の詳細を知る必要があります。広域避難方針は、他の地域からの被災者の受入れに対する市民の理解と協力が必要不可欠であり、偏見を生じさせないためにも具体的な答弁を求めるものであります。

そこで、質問の1つ目です。

美濃市の防災・減災対策のリスクシナリオは、巨大地震、集中豪雨、土砂災害等、主に大規模自然災害を想定し、進められてきました。また、それに伴って、発災する人的被害や機能低下や機能停止は生活を直撃し、そのために災害が発生するたびごとに検証、あるいは見直しが求められます。このたびのリスクは、原発による重大事故発生による広域避難計画です。

記事によれば、東日本大震災による福島原子力発電所の爆発に伴う災害を参考にしたところで、それをはるかに超える災害が起きるかもしれないのです。私たちがこれまでに体験してきた災害からは想像がつかないリスクを伴っています。

例えば揖斐川町の49人の避難者数が載せてありますが、その数はそれだけで済むとは限りません。もっと多くなる可能性も出てきます。被曝線量によって3種類に属するこの地域は、対策強化地域となっております。そこで、地図上では範囲指定と被害関係が5キロ圏内、30キロ圏内で示されてはいるものの、想定される被害内容によって、美濃市の広範な需要体制を用意しなければなりません。

そこで、まず受入れに関わる美濃市としての基本的な考え方について質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、永田議員の1つ目の質問、原子力災害に係る岐阜県市町村広域避難方針についての1点目、受入れに係る美濃市としての基本的な考え方はどのようにについてお答えをさせていただきます。

県が作成した原子力災害に係る岐阜県市町村広域避難方針には、原子力発電所から30キロメートル圏内の地域を緊急防護措置を準備する区域とし、30キロメートルを超える範囲で放射線の影響がある地域を対策強化地域として具体的な市町村名が記載されており、これらの地域のうち、放射線の実効線量が年間100ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域を避難等の対象としております。

県の避難方針には、原子力災害が発生し避難等が必要となった場合に備え、対象者を放射線の影響がない県内市町村に割り振る形で、あらかじめ避難先として選定し、受入れ可能避難者数を定めております。

市といたしましては、原子力災害に係る岐阜県市町村広域避難方針に基づき、避難者支援をすることとしてございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 示していただいた原発災害に関わる岐阜県市町村広域避難方針、これ

は第1章の総則に始まり、第2章が室内退避、第3章が避難、第4章が安定ヨウ素剤の配布・服用、第5章避難所の開設・運営等で構成され、令和2年5月26日に改正されて出されています。基本は、平成26年2月10日に策定された内容で、その後、見直し・検討されて改正されました。

今、示していただいたということで、私自身もこれを新聞の報道によって知ったということで、これはこれとは思ひまして、手元に参考として取り寄せて今回の質問に臨んでおります。

これによって災害復興の進捗状況、あるいは避難者の現状などが多様な視点で加わって広域避難方針に生かされています。ですから、美濃市はこれに基づいて対策強化地域対象の受入れ自治体として各章ごとに市町村の体制づくりをされている、こういうことが分かりましたので、具体的なことにつきましては、今部長から一部説明をいただきましたが、さらに一歩踏み込めば、いろんなことがもう既に美濃市ではできている、こういうことを了解しました。

2つ目に行きます。

2つ目は、初期対応の内容についてです。

かつて美濃市には、東日本大震災による関東方面から若い世代の避難者が十数名、長期にわたってこちらに避難してこられ、生活されました。

彼らはひたすら避難者であることを隠して生活されました。私は、若い世代のこちらへの定住が望めないかなと思ったんですが、残念ながら美濃市での定住は成立しませんでした。そこには精神面での避難者対応の重要性、改めてここで教えていただいたようなことになるわけですが、伝統文化がしっかりと定着しているこの美濃市では、やはり避難者とは言えども朱に入ったら朱に染まれの、ややもすれば同化を求める、そんな空気が感じられて、若い世代であっただけに、とうとう県外に引っ越しをされていきました。とても残念でした。

そこで、初期対応の美濃市の役割はどのようなのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは2点目の御質問、初期対応の美濃市の役割についてお答えをさせていただきます。

原子力災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合において、県の災害対策本部が速やかに避難する必要があると認めた場合、その避難者を受け入れることが美濃市の役割となります。

避難者の方が一時的に避難する避難経路地として、曾代体育館を想定しておりますが、ここでは避難者の受付とニーズ調査などを行い、その後滞在する避難所の確保と、そこへの誘導を行うこととしてございます。避難所については、避難される人数にもよりますが、市営住宅の空き部屋や市内宿泊施設の提供など、国・県、被災された市町と協議して進めてまいります。

また、東日本大震災の際には、原発事故に伴う風評に基づく偏見、差別が問題となってお

りましたので、避難者へのハラスメントが起きないように市民の皆様に周知してまいります。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 県の対策本部の避難認定後に避難者受入れ体制に入る、速やかに対応する、その過程、あるいは具体的にどこの場所で、どのように対応していくのか、こういったことの具体的な内容を教えていただきました。

特に懸念していた避難者に対する偏見、差別についての市民に向けての周知の徹底と協力要請も考えられていて、それならば避難者は安心して、短期であろうと長期になろうと安心して生活を送られる、そんなふうに思います。

さて、3つ目は、避難についてです。

短期の避難はよしとするも、原子力災害の避難者受入れですから、入念に対応を検討しなければなりません。事前準備の際に、幾つかの視点に基づく対応が必要となります。想定人数、滞在期間、避難者名簿、名簿による健康状態など項目も医療関係、福祉関係、そうしたことに関係した事項が幾つか出てきます。

美濃市民の災害対策による避難先等実施に当たり、市は既に避難所の種類・数を定め、指定基準を基に周知を図っています。それによれば、指定緊急避難所と名前を変更して市内各自治会長からの要望を受け、またこれまでの避難所から一步踏み込み、自主運営避難所を自治会が開設・運営する施設として明示されています。

今後の対策は、かつての行政依存から、市民一人一人が日頃から危機意識を目指し、新たな対応へと変化していきます。

こうした美濃市の国土強靱化地域計画に記されている避難所が提供されるのが短期の避難で終わればまだしも、長期避難になった場合も考えておかねばなりません。人数が予想以上に増えれば、生活必需品の備蓄、食料、飲料水等のそうした授受体制の整備等も重要な施策となります。これは、市民同様に対応可能かどうか。最後に、避難所の開設・運営体制はどのようなか答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、3点目の避難所の開設・運営体制についてお答えをさせていただきます。

避難所の開設・運営体制につきましては、本市の地域防災計画の体制に基づき、一時的に避難する避難経由地の設置及び運営、そして滞在避難所の開設・誘導を行ってまいります。

また、災害ボランティアセンターを開設する社会福祉協議会と連携を図りながら、避難者のニーズの把握に努め、安心して滞在していただけるよう避難者に寄り添った対応を心がけてまいります。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 美濃市の市民に対するのと同様な地域防災計画体制に基づく、そうし

た対応がなされるということで、結局こちらに、場合によっては着のみ着のままで避難して来られている、そうした人たちに対するその心と状況に寄り添った対応、その姿勢を美濃市は示しながら、今後も原発災害の対応についての役目をきちんと果たしていくことができると確信してきました。

さて、2点目の質問に移ります。

2点目は、美濃市吉川土地区画整理事業についてです。

令和3年第1回の美濃市議会定例会において、第6次総合計画が議決されました。これによって、平成23年度から令和2年度までの第5次総合計画の基本理念だった「市民が創るキラリと光る オンリーワンのまち」は、この10年間で私たち市民の合い言葉にもなり、まちづくりの考え方として定着しました。

そもそも総合計画とは、長期的・総合的視点でまちづくりの最上位に位置づけられ、将来像を実現する行政の経営、新しい公共で進めるまちづくりの計画であると述べています。第5次総合計画は、これまでの10年間、148の施策を基本計画の中心に据えて推進されてきました。私たちは、地域力、市民力の担い手として、その自覚を高め、現在の美濃市のまちの姿を通して、前期の施策を検証しつつスタートしたばかりの第6次総合計画の基本計画実施を見つめていかなければなりません。

さきの第5次総合計画で、施策名、適正な土地利用の推進の基本方針は、地域の特性に適した様々な都市整備の手法を用いて、適正かつ合理的な土地利用の推進、都市計画用途地域や農業振興地域、都市計画道路の見直しを実施し、適正な土地利用を誘導するとしています。

事業として4つの土地区画整理事業が計画され、その一つに吉川土地区画整理事業があります。10年を経過し、その間には著しい社会情勢の変化、気候変動、特に現在も終息を見ないコロナ禍など、世界的規模の災害も発生しています。計画策定に携われた方々も高齢になられたり、市職員の退職や異動などもあつたりして、当初の計画を正確に検証するには十分とは言えない現状であります。

そうした背景があることに注意しながら、次の2つについて質問します。

まず1つ目の質問です。

吉川町現道への連絡道、市道美濃210号線についてです。これに関しては、次の経緯があったことが理事長への取材を通して判明しています。内容は、聞き取り及び詳細資料に基づく概略であります。

旧美濃病院建屋の解体と、現在の美濃市健康文化交流センターの建設の構想発案が吉川町等4自治会を対象に話が持ち上がった。平成23年、第5次総合計画であります。建屋のほか、駐車場用地が不足する、それゆえにまとまった土地の確保が必要となり、土地区画整理事業を活用して実施することへの市側からの協力要請が出された。

具体的には、当地域の活性化を促し、現在の美濃市健康文化交流センターには防災の補完機能を持たせ、吉川町現道から美濃市健康文化交流センターへ直行可能な道路整備も行うものであった。吉川町自治会では、過去に町内道路で交通死亡事故が起きていたため、交通安

全と市の発展及び町民生活の向上に向けて協力していくと、そうした結論となりました。

その後、市主導による研究会が発足し、対象の吉川町、常磐町、相生町、東市場町から自治会役員と、地権者有志の参加による研究が続く。発足1年後経過した頃、4自治会中、東市場町は自治会として活動を辞退。残る3町が、町内ごとで討議を重ねられたものの、実施に向けた意向調査が行われた結果、賛成同意が不足し、研究会は解散している。議会では、翌年の平成23年に第5次総合計画が議決されている。

これを受け、計画を推進するに当たり、改めて美濃市吉川土地区画整備事業研究会が立ち上げられた。ここで研究された内容を勘案し、最終的には賛成者多数の字倉津の地権者14名と、美濃市を加えた15名の地権者構成で、面積2.07ヘクタールの規模で、縮小されましたが、それが今日の組合である。

このような経緯が背景にあって、連絡道は計画を持ちかけられた初期の段階で、市が建設すると説明されています。また、平成25年1月29日に、資料として説明図を用いて、地権者を対象に説明会が行われました。その後の時系列に倣い、経過を確認しました。平成28年3月議会で、執行部から議案提案があり、市道210号線の建設が議決、承認されています。

そこで、土地区画整理事業の完成に併せて建設を進めるとした吉川町現道への連絡道、市道210号線の進捗状況はいかがかについて、島田建設部参事に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 皆さん、こんにちは。

1つ目の質問、吉川町現道への連絡道、市道美濃210号線の進捗状況についてお答えいたします。

市道美濃210号線は、吉川区画整理区域内と吉川町通りを結ぶ道路となります。この道路の建設は、吉川土地区画整理事業とは別の事業として市が進めているものでございます。

平成25年1月29日の（仮称）吉川土地区画整理事業の地権者集会におきまして、市側が土地区画整理事業と同時に完成できるように調整しますと説明をしております。

この道路を造る旨を関係者の方々に御説明しておりますが、現在のところ、全ての関係者との調整ができておりませんので、当該道路の完成に向け、引き続き関係者と調整を進めてまいります。

なお、事業費の予算化は調整ができた段階で対応してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今御答弁いただきましたが、その答弁に基づき、まずここで確認をしておきます。

市道210号線の建設は、吉川土地区画整理事業とは別の事業である。また、平成25年1月25日の地権者集会では、市側は土地区画整理事業と同時に完成できるように調整すると説明されている。加えて、道路を建設する旨を関係者に説明している。しかし、全ての方との調整には至っていない。したがって、今なお調整中である。これが現在における進捗状況であ

る。ここまで確認をいたします。

しかし、この説明会は遡ること今から8年前のことになります。平成30年3月議会では、建設について議決承認されています。ところが、今なお調整中であることから、事態はかなり難航していると思われま

す。10年前、市からの自治会や組合関係者に対する協力要請に応えたときの約束、吉川町現道から美濃市健康文化交流センターをつなぐ直行道路建設は、議会承認、議決からも3年経過しています。予定では、センター完成と同時にできていて事業は終了に至っているはず

です。市道認定をしているが調整が進まないために、だからといっていつまでも土地区画整理事業をこのまま引き延ばしていくわけにはいかない事情が組合側にも市側にもあると思われま

す。早期解決は望めないにしても、何らかの手だてを考えなければ美濃市全体の明るい未来像にはつながりません。既に建設事業費の予算化も視野に入れて対応準備ができているとい

うことから、道路完成に関わり、引き続きどのように調整を進めていかれるのかについて、再質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 再質問のどのように調整を進めるかについて、お答えいたします。

今後の人口減少と超高齢化等の社会情勢を見据え、また地域の方々の意見も参考にしながら調整を進めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今後の道路の進捗状況の打開に向けて、新たな視点を加えられた調整に、大変かと思われま

すが、市の丁寧な働きかけこそが計画に示された若い世代が子供を産み育てやすいまちを目指した居住環境の整備云々とあるまちづくりの具現化の基礎になると確信します。

一方、土地区画整理事業組合もそれを受けて、長かった取組の足跡に続けて、目まぐるしい社会情勢の変化に対応する必要にして十分なことは何なのかを検討して、今後の美濃市の未来に寄与していただけることを市民の多くは望んでおります。

2つ目の質問です。

全員協議会で配付された図面を基に、美濃市健康文化交流センターを中心に現地を確認しました。計画から10年後の土地区画整理事業区域の全体を見ることで、旧美濃病院があった当時と比べ、大きく変貌を呈していることが分かりました。整理された道路や新しい住居、未完成とおぼしき箇所もところどころあるものの、センターを中心に美濃市の一角にこのような場所が整地されている光景は、明らかに美濃市全体の活性化につながるのではないかと期待できます。

ところで、図面との照合から、ほぼくい打ちが終わっていたり、整地されていたりするこ

とから、工事は今後継続して進められ、近い将来完成すると予測できます。そこで、美濃市吉川土地区画整理組合の事業は中断しているように思えるんですが、問題があるのか、答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 2つ目の御質問にお答えいたします。

美濃市吉川土地区画整理事業は、地権者15名から成る土地区画整理組合が施行しているものです。美濃市も地権者のうちの一人であります。事業支援の一つの手段として土地区画整理組合の事務局を仰せつかっております。

土地区画整理事業の工事につきましては、側溝さらい、破損部の補修等の雑工事を残し既に完了しておりますが、去る2月15日に組合側から事業の一時休止届が市長宛てに提出されました。先ほどの市道美濃210号線の建設ができていないことなどが理由であると言われておりますが、美濃市としましては、土地区画整理事業と市道美濃210号線とは直接的な関係性がない別事業としており、組合側が早急に事業を再開されることを願っております。

なお、土地区画整理事業が進捗せず、この状態が長引くことによりまして、土地区画整理区域内道路の管理上の課題、仮に換地されている土地を利用するための使用収益開始の課題、換地計画が一向に進まず、不動産登記ができない課題が発生してまいります。土地区画整理事業計画を認可している立場の美濃市としましては、今後このような課題を解決するために土地区画整理法に基づく行政指導を検討していくこととなりますので、早急に事業を再開することを期待するものであります。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 土地区画整理組合の事情は、市道210号線ができていないために中断しているという答弁でした。

道路建設が進まない理由は、全ての関係者との調整が進まないためだと1つ目の答弁によって明らかにされています。道路建設と土地区画整理事業とは別物であることも述べられています。

1つ目の答弁の中では、平成25年の地権者説明での完成予定時期を土地区画整理事業と同時に完成できるよう調整しますと説明されています。ところが、現状は全ての関係者との調整ができていないため、先が見えず中断された関係づけられるのではないのでしょうか。

現在の関係者との調整で難航している現実の背景に、何らかの事情が発生しているようにも受け取れます。

地権者説明以後に、市長の交代もありました。また、さきにも述べましたように、大きな社会情勢の変化もあります。10年という時の経過によって当時をそのまま継続していく困難さがここにあります。

土地区画整理組合の構成員である美濃市は事務局を受け持っています。地方公共団体であることから、このような事業を進めるときには100分の10の補助費を出しています。それば

かりではなく、様々な課題の発生を懸念されるために、市として行政指導の検討も視野に入れていると答弁されています。

その前に、なぜこのような事態にまで発展してしまったのか、この10年間の経緯を通してどこに問題があったのか、それについて土地整理組合としては、それぞれ今何を検討して対応すべきなのかを追求することが最も求められていることではないでしょうか。

まだ今推進している地域もあります。大矢田・極楽寺土地区画整理事業は、まだまだ先日新聞によって紹介されたばかりでもあります。そうした他の推進地区の今後の進め方のためにも市民はその取組を強く望んでおります。御苦労さまなことです。忍耐強くこの問題については、丁寧な対応で、双方ともがすっきりした気持ちで明るい美濃市の今後の発展に寄与していただくことを強く願ってやみません。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は生櫛地区の道路改良について建設部長に質問したいと思います。

市道生櫛11号線の改良はどのようなかについて質問します。

この地区は、みの観光ホテルさんがカフェや料理店などを営業されていまして、東海北陸自動車道美濃インターチェンジのすぐ近くにあります。まさしく美濃市の玄関口に当たる場所であります。みの観光ホテルさんは、しばらくの間営業をお休みされていましたが、つい最近営業を再開されまして、モーニングやランチなど大変多くのお客さんが見えるようになりました。

また、この地区にはアユの養殖場もありまして、世界遺産であります長良川の鮎の養殖からアユの甘露煮の長良乙女の製造を手がけられ、各地の道の駅などで販売事業などに取り組んでおられます。何人もの従業員の方が働いてみえます。

また、この辺りの農地には郡上市ひるがの地区からひるがの大根の栽培をされに来ておられまして、五、六人ほどの従業員の方が大根の植付けから収穫までの農作業に励んでおられます。トラクターからリフトや車など何台も持ってきて働きにみえます。また、この地区にはアパートもあり、多くの方が車で通勤をしてみえます。また、宅地造成をされた土地もありまして、やがては住宅も何軒か新築されるものかもしれません。

しかし、この生櫛11号線は道路幅も狭く道路側溝もないところがあるため、排水が1年中水田へ流れ込んだり、道路幅が狭いために運転の未熟な人がたまに車ごと田んぼへ転落します。こんな道路が今どきに存在するというのが不思議なくらいです。

この道路は、県道岐阜・美濃線沿いにありますが、県道岐阜・美濃線は、中央分離帯があって右折ができないために、左折をされる人たちは北側の県道岐阜・美濃線から出入りができますが、右折をしなければならぬ人たちは、反対側の南側を出入口にされている人が多いわけですので、南側の美濃インターゴルフさんのところから出入りされます。不便で危

険な道路ですので、一刻も早く道路拡幅をしていただきたい。

美濃市は、少子高齢化によりどんどん人口が減っていきます。世界遺産や観光も大事ですし、人流を増やすのも必要かもしれませんが、まずは狭い道路を拡幅すればそこにはたくさん住宅が建ち、商業や工業が成り立ちやすい環境が成り立ちますので、このような環境をつくっていただくことが早急に必要だと思います。

今までの一般質問の経験からいくと、なかなかすぐにやるという答弁をいただけませんが、すぐにやるという答弁をいただくようお願いできませんか、建設部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 市道生櫛11号線の道路改良計画はどのようなかについての質問にお答えします。

本路線は、みの観光ホテルに隣接した市道で、古田議員の御指摘のとおり、ホテルから南進への通行は幅員が狭小のため、通行に支障を来していることは認識しております。

この市道の北詰めである県道岐阜・美濃線との交差点は中央分離帯がある関係上、西側へ進むしかなく、東側へ向かうには県道でUターンもしくは北へ迂回する必要があります。このことから、本市道を南へ進み、市道六反・志摩線へのルートを選択する車両の通行が考えられます。

以上のことから、本市道の改良後は、みの観光ホテルを利用される皆様の安全性、利便性の向上が期待できることや、周辺の有効な土地活用も見込まれることから、本市道の改良に向けて検討してまいります。関係する皆様には、早期完成に向けて御協力いただけると幸いです。

[10番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

市道生櫛11号線の道路拡幅には検討するという答弁をいただきまして、ありがとうございました。一刻も早く着手していただくようお願いをいたします。

さて、1つ要望をしておきたいと思います。

美濃市では、今までは世界遺産に期待して観光客の増大と美濃市の経済の拡大にも期待しながら大きなイベントにも力を入れ、毎年大きな予算をつぎ込んできたわけですが、思うような成果は現れていないような気がいたします。

それは、市の財政が豊かになったり、家計が豊かになったり、税金や公共料金が値下げされたり、人口が増えて商売が繁盛するようになったり、市民の懐が豊かになって将来に期待や夢が持てるようになかなかない。むしろ、少子高齢化や人口減少の進み方が大きくて、不安のほうが大きいのではないかと思います。

世界遺産やオリンピック・パラリンピックには期待をさせていただきましたが、期待外れですし、災害もいつ発生するのか分からないという時代の中で、今後の政策の見直しが必要になってきているのではないかと思います。

世界遺産やイベント事業に毎年多額の予算をつぎ込む政策に特化するのではなくて、基本に戻って道路拡幅やインフラの維持・整備に予算をつぎ込み、災害に強いまちづくりをすると同時に、これ以上に人口が減らないまちづくりをしていかなければいけないのではないかと思います。

あまり世界遺産とかイベントによる美濃市の宣伝効果ということばかりに重きを置かないで、他市で見られますように、市道の新設及び拡幅についてとして、皆さんの町内に道幅が狭く、車の通行や除雪で困っているような道路はありませんか。道路幅の確保など一定の条件が満たされれば、市道の新設や拡幅をすることができます。下記のように申し込んでくださいというような呼びかけをして、市道の新設や道路拡幅をしながら、維持・管理をしっかりととして宅地造成や店舗の開設、人流の増大を図っておられる市町村もあります。

道路の新設や道路拡幅をしたら、住宅建設が進んで美濃市の財政も豊かになっていくと思われる場所もたくさんあります。世界遺産やイベントも結構ですが、世界遺産だ、イベントだと言って浮かれていないで、ブームは必ず終わりが来ますので一時のブームに乗って一度始めた事業はなかなかやめられないということではなくて、思い切って中止にしたり縮小したりする勇気も必要だと思います。

人間が生活していく上で、最も基本的な問題であります道路網の整備やインフラの維持、整備に大きな予算をつぎ込んでほしいと思います。来年度の予算編成に反映をしていただくように要望をして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 発言通告に従いまして、1点の質問を一問一答で行います。

美濃市国土強靱化地域計画の施策分野ごとの推進について、総務部長にお尋ねいたします。

美濃市国土強靱化地域計画は、平成25年12月に公布・施行された強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の第13条の規定に基づき、美濃市が本年の3月に策定した地域計画であります。本計画は、美濃市第6次総合計画や美濃市地域防災計画と整合・調和も図りつつ策定されたものであります。

本計画の基本目標は、いかなる災害等が発生しようとも、1つ、市民の生命の保護が最大限に図られること、2つ、市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、3つ、市民の財産及び公共施設に関わる被害の最小化、4つ、迅速な復旧復興の4点であります。

また、この本計画の中には、災害等の発生に対して事前に備えるべき目標8項目、そして起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオといいますが、その設定を25項目行い、具体的な取組として、6つの個別施策分野と2つの横断的分野を展開し、全部で31項目の重点的に取り組む施策が位置づけられております。

その重点化施策について、二、三、総務部長にお尋ねします。

1つ目、市民への情報伝達ツールとして美濃市防災・あんしんメール、美濃市防災情報アプリ、そしてライブカメラ、広報「みの」、防災無線などが使われているが、このリスクシナリオの1－4項に情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生を防ぐ

ため、現在の情報伝達ツールのほかに、どのようなツールを検討しているのか。また、同報無線の更新に向けての現状はどのようなか、市民への情報伝達ツールの多重化施策について、今後どのように進めるのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、岡部議員の1つ目の質問、美濃市国土強靱化地域計画の施策分野ごとの推進についての1点目、市民への情報伝達ツールの多重化への対応を今後どのように進めるのかについてお答えをさせていただきます。

行政は、災害が発生しそうな場合、市民の安全・安心を守るためには、正しい情報をいかに伝えるかが重要な役割であると考えております。

現在、市が行っている情報伝達の方法といたしましては、日常的には市の広報紙やハザードマップなどを活用した事前周知のほか、災害が発生しそうな場合には同報無線、防災ラジオ、ケーブルテレビCCNによる放送やインターネットを活用し、市のホームページや防災アプリによる長良川、板取川の水位や雨量、ライブカメラ映像による情報提供、あんしんメールやエリアメールのほか、自治会の自主防災組織による情報伝達、市や消防の広報車による広報などがございます。

なお、同報無線のデジタル化については現在検討しているところでございますが、デジタル波はアナログ波に比べ電波の到達距離が短いため、美濃市のように多くの山を配している地形では、市役所から発射する電波が市内全域に到達することは難しく、途中で中継局、再送信局を設置することが必要でございます。また、現システムの設備が基本的に使用できないこと、さらにはデジタル用戸別受信機を設置することが必要となるなどのことから、設置費が高額になりますので、現在、同報無線については、デジタル化に併せて他の方法についても研究をしているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 答弁ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問として、本年の4月にハザードマップと避難所の一覧が替わっております。そして、この替わったハザードマップ、避難所の一覧は、市内全戸に配付されております。これまでの洪水ハザードマップと土砂災害ハザードマップ、この2枚を1枚のマップに合わせて、洪水と土砂災害の危険な箇所が一目で分かる、大変便利で使いやすくなったと私は思っております。

しかし、このハザードマップと避難所の案内を配付しただけでは、市民への周知は不十分ではないかと思えます。自分の住むところがどのように安全なのか、また危険なのか。指定緊急避難場所と指定避難所の違いや、災害によっては使えない場合があることも啓発していただきたいと思えます。このハザードマップをこれからどのように活用していくのか、お尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは2点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

近年、土砂災害や河川の氾濫など過去に例のない甚大な被害が起きております。市民の皆様には、まずは命を守る行動を取っていただきたいということから、今回千年に一度起こり得る大洪水、これは明日起こるかもしれませんが、そうした想定ハザードマップを国や県の指導に基づいて作成し、各世帯に配付させていただきました。浸水と土砂災害が想定される地域にお住まいの皆様には説明会を開催して御理解をいただき、万が一のときの避難に備えていただきたいと思っております。

また、人命に関わる重要なものがございますので、引き続きホームページや広報紙などで周知を行い、各地区における防災訓練、避難訓練などでもハザードマップを確認していただくなど、様々な方法により自宅周辺の危険性を知っていただけるよう継続的に取り組んでまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） どうもありがとうございます。

ハザードマップ、見ただけで分かるような方はそうざらにはおりませんので、何とぞ地域によって説明会を開催していただきたいと思っております。

最後に、自主防災組織の育成についてお尋ねいたします。

自分たちの地域は自分たちで守るを基本にしている自主防災組織は、高齢化と過疎化が進む中で、災害の防止活動の担い手の不足、防災意識の不足、知識の不足など課題が多々あります。これらの課題を解決し、地域の防災力の向上のために、どのように自主防災組織を育成していくのですか、お尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、3点目の御質問の自主防災組織をどのように育成するのかについてお答えをさせていただきます。

美濃市における自主防災組織は、自治会を基本単位としていますが、多くの自治会では毎年会長が替わられ、組織としての運営が困難となっている状況がございます。

平成30年7月豪雨の後に、自治会長へ聞き取りを行ったところ、何をしたらよいか分からなかったとの意見があったことから、令和元年以降、災害時だけでなく、平常時にも活用できる訓練メニューなどを記載した自主防災組織活動マニュアルのひな形を配付するとともに、訓練の実施や地区の防災資機材を整備するための補助金を交付し、活動しやすい環境を整備しております。

各地区におきましては、少なくとも年1回は土砂災害、あるいは河川の氾濫、地震といった想定で避難訓練など実施していただきたいと考えております。

なお、市におきましては、今年度より危機管理防災対策監を総務課に配置し組織の強化を図りましたので、対策監を中心として、自主防災組織のモデル地域を選定し、その取組の成果を市内全域に広めていくよう努めてまいります。

また、御要望があれば、職員等が出向き、訓練の御協力をさせていただきますので、事前に御相談をいただければと思っております。

[8 番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 8 番 岡部忠敏君。

○8 番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

本年度より危機管理防災対策監を1名配置ということで、大変地域の防災リーダーの育成が進むと思われております。ぜひ、この方一人ではちょっと大変でしょうが、市内全域に出向いてもらって、自分たちのまちは自分たちで守るという防災意識の向上に努めてもらいたいと思っております。

どうもありがとうございました。質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時14分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 番 松嶋哲也君。

○1 番（松嶋哲也君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、通告に従い一問一答形式で、1 点目、マイナンバーカードについて2つの質問を民生部長に、2 点目、新型コロナウイルスワクチン接種について民生部参事に4つの質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

まずは、1 点目のマイナンバーカードについてです。

2016年1月にスタートしたマイナンバー制度は、公的サービスの効率化や国や自治体同士の情報共有などを目的にマイナンバー法、正式名称、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律によって制定された制度です。

マイナンバー制度の主な目的は次の3点です。

1. 国民の利便性の向上。社会保障・税関係の申請時に課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続が簡単になる。また、本人や家族が受けられるサービス・情報等のお知らせを受け取ることが可能になる。

2. 行政の効率化。国や地方公共団体間での番号情報が共有されることにより、これまで時間がかかっていた情報の照合や転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになる。

3. 公平・公正な社会の実現。国民の所得状況等が把握しやすくなることで、税や社会保障の負担の不当逃れや不正受給の防止、本当に困っている人へのきめ細かな支援が可能になる。このような理由で制定されたものです。

しかし、マイナンバー制度の利用はなかなか進みませんでした。肝心のマイナンバーカードの交付数は、2020年3月1日時点で1,973万枚、取得率が全国民の15.5%程度でした。そ

の理由として上げられるのが制度への不信感です。世論調査によると、所得状況が全て把握されてしまう、保険料が未納だとすぐ催促されるなどマイナンバーカードに負担をイメージする人が多くいたとされています。

しかし、所得の正確な申告や保険料の納付は国民の義務でありますので、間違ったイメージで誤解を招いてると考えております。

総務省は、マイナンバーカード普及促進のため、カードを取得していない人に対し2020年11月からQRコード付申請書を再送付しています。コードをスマートフォンで読み取り、顔写真をスマホで撮って登録すれば書類の記入などの面倒な手続なしで申請できるようにしました。また同年9月に、カード保有者を対象に、キャッシュレス決済をすると利用額の25%、最大5,000円分のポイントを還元するマイナポイント制度をスタートしております。

昨年1年間のマイナンバーカードの交付枚数はおよそ1,185万枚で、前の年の4倍近くに増え、5年前に交付が始まって以来最も多くなりました。新型コロナウイルスの感染拡大を受けた現金10万円の一律給付や、ポイント還元制度マイナポイントなどが大幅なカード申請の増加につながったと思われます。しかし、全国での取得率は25%程度にとどまっています。

ここで1点目の質問です。

美濃市でのマイナンバーカードの申請・交付の状況はどのようなか、民生部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、こんにちは。

マイナンバーカードについての1点目の質問についてお答えいたします。

美濃市におきましてのマイナンバーカードの交付枚数は、令和元年度末までで1,915枚です。令和2年度は、マイナポイント事業の実施等により、申請は前年度より増加し3,820件となり、そのうち今年3月の申請は1,496件となりました。なお、令和2年度末までの交付枚数は4,317枚でございます。

また、今年6月15日時点では5,766枚交付しており、人口に対する交付率は28.8%です。交付前のカードは415枚で、全て交付すると交付率は30.9%になります。

なお、できる限り早く申請者にカードを交付するために、年度末、年度初めの日曜日及び今年4月からは、毎週木曜日の夜間7時30分までカードの交付を行っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

美濃市においても、ポイント還元制度、マイナポイントの効果が大きかったようで、昨年のマイナンバーカードの申請数は大きく増えており、交付枚数率も全て交付すると30%を超えることが分かりました。年度末、年度初めの日曜日や時間外の交付も行っていたいただいているとのことです。引き続き、マイナンバーカードの申請交付推進に尽力をお願いいたします。

次の質問に移ります。

マイナンバーカードの取得によるメリットは、主に以下の6点が上げられています。

1. マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できる。

2. マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できる。

3. マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードである。また、金融機関における口座開設、パスポートの新規発給など様々な場面で利用できる。

4. オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みである。

5. 市区町村や国が提供する様々なサービスごとに必要だった複数のカードが、マイナンバーカードと一体化できる。

6. コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できる。

このように、個人番号の証明は当たり前として、コンビニでの各種証明書取得、各種行政手続のオンライン申請などがメリットとして上げられておりますが、美濃市民の方からは、せっかくマイナンバーカードを作ったが、美濃市ではコンビニで印鑑登録証明書や住民票が取れずメリットがないとの声が聞かれています。

調べてみますと、県内においてコンビニでの証明書取得ができるのは、岐阜市、大垣市、高山市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、下呂市、海津市の11市になります。ほかの市ではマイナンバーカードがあればコンビニで公的な証明書を取得するのに、美濃市では窓口へ来なくてはならないのはなぜかと、そういった疑問が生じるのは当然であると思えます。

ここで2つ目の質問です。

マイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ交付の導入についての考えはどのようなか、民生部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） マイナンバーカードについての2点目の御質問についてお答えをいたします。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書、各種納税証明書など、全国の約5万5,000店舗のコンビニエンスストア等のキオスク端末、マルチコピー機から取得できるサービスです。

年末年始等の特定日を除いて、基本年中無休で利用でき、利用時間帯は6時30分から23時までとなっており、美濃市内にかかわらず、全国どこでも最寄りのコンビニエンスストアで証明書が取得でき、利便性が高いと考えております。

しかしながら、交付するためのシステムを導入する場合、概算ではありますが、システム導入経費等の一時経費が2,400万円、システム利用料、負担金等の運営経費が年間720万円、

さらに証明書交付枚数1枚当たり117円の委託手数料が必要になります。令和2年度のコンビニ交付に該当する各種証明書の交付件数は約1万7,600件でしたが、その全てをコンビニ交付で交付した場合、1件当たり530円ほどの経費が必要になります。

各種証明書の交付件数のうち、コンビニ交付の占める近隣の市における割合は、平均で4.6%になっております。美濃市において、同じ比率で換算しますと年間約810件で、1件交付するに当たり約9,000円の経費がかかることとなります。

国は、マイナンバーカードを運転免許証や健康保険証として利用できるように進めており、今後もマイナンバーカードの交付は増加していき、カードの取得者が多くなれば、コンビニ交付利用者も多くなると思われます。しかしながら、現時点におきましては、費用対効果の点で課題があると考えます。

コンビニ交付につきましては、市民の利便性の向上につながることを認識しておりますが、導入には一時経費やランニングコストに多額の税金が必要となります。したがって、コンビニ交付の導入に当たっては、慎重を期する必要があると考えております。

美濃市では、本庁舎に加え、各地域ふれあいセンター6か所で住民票の写し等の交付を行っております。また、郵送での請求、市役所玄関に設置の休日夜間申請受付ボックスでの請求も受け付けております。さらに関市や岐阜市、各務原市などの中濃及び岐阜地域の11市町の窓口で、住民票の写しなどの交付が受けられる広域相互発行サービスを実施しておりますので、御活用、御理解をお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

マイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ交付の導入については、多くの初期費用・ランニングコストがかかり、導入している自治体でも、証明書発行が1枚当たり千数百円から数千円であると聞いておりました。

今の答弁においても、当市にシステムを導入する場合の一時経費、運営費、交付1枚当たりの経費等を具体的に示していただきましたので、費用対効果を考えると、当市においてコンビニ交付を導入することが難しい状況であると分かりました。

しかし、マイナンバーカード制度の目的である国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を達成する必要があります。コンビニ交付は利便性の高いサービスでありますので、マイナンバーカードの取得がさらに進み導入が可能になること、そして制度の目的達成を願っております。

引き続き、マイナンバーカードの申請・交付の拡大と市民サービスの向上に尽力いただきますようお願いいたします。1点目の質問を終わります。

次に、2点目の新型コロナワクチン接種について民生部参事にお尋ねしますので、よろしくをお願いいたします。

御承知のように、新型コロナワクチンの接種は市町村が主体となって進められています。

新型コロナウイルスの感染収束の切り札であるワクチン接種を一日でも早く完了するため、それぞれの市町村において、それぞれの仕組みで接種が行われています。

この新型コロナワクチンの高齢者接種において、本市では接種会場を固定し、地域ごとに接種日や時間を指定して行う集団接種を採用しています。会場から遠い地域の対象者は、バスによる送迎も行っており、利用者からは便利で助かるなどの声が聞かれています。

お隣の関市では、近くの診療所や病院でコロナワクチン接種をする個別接種と、市総合体育館での集団接種を併用しており、予約方法はコールセンターによる電話予約とインターネットによるオンライン予約であると聞いています。

5月の報道からです。ある市では、集団接種会場をかかりつけ医の補完的な位置づけとしたが、実際には予約が相次ぎ、午前9時の開始から40分後にインターネット分3,455件の受付が終了した。電話予約分は、午後5時の受付終了までに8,045件中5,057件が埋まった。電話は終日つながりにくい状態が続き、NTTドコモによると、午前9時から11時頃は特に電話がつながりにくい状態になったという。19日からは、集団接種の予約を受け付けたのは、1回目の接種を受ける1万1,500人分。今後も1週間ごとの予約となり、次週分の予約は26日に開始され、今後も混乱が予想される。

一方、かかりつけ医の一つには、診療開始の午前9時前から接種予約をするために30人以上が並んだ。電話も午前7時半頃からかかり、夕方になっても鳴りやむことはなく、1日だけで200件以上の予約を受け付けた。看護師長は、このままではスタッフが倒れてしまうと話したとあります。

このようなワクチン接種に関する混乱が全国各地から報告されています。しかし、美濃市では混乱もなく、順調にワクチン接種が進んでいると聞いています。

ここで1つ目の質問です。

美濃市での新型コロナワクチン高齢者接種を集団接種とした理由はどのようなか、民生部参事にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 皆さん、こんにちは。

松嶋議員の御質問、新型コロナワクチン接種において高齢者の接種を集団とした理由についてですが、今回のワクチンは御存じのようにファイザー社製のものです。ワクチン管理にはマイナス80度を保てるディープフリーザーが必要となります。このディープフリーザーは、美濃市の場合、人口割から1台の配備ですので、保健センターに設置してワクチン管理をすることといたしました。

接種会場につきましても、接種後の待機場所や感染対策も必要であることから、広い場所の確保が必要です。個別接種の場合は個人の医療機関となりますので、ワクチン管理や待機場所の確保が難しいということ、先生方には集団接種に御協力をいただき、さらに個別接種に時間を割いていただくことも時間的に余裕がなくなります。美濃市の人口であれば集団接種のみで対応が可能と考え、ワクチンの管理場所及び接種会場としては、4月からの供用開

始となりました美濃市健康文化交流センターを会場として、集団接種のみといたしました。

また、予約の方法につきましても、一般的によいと思われる方法との認識で電話・ネット予約を想定しておりましたが、報道等で見受けられましたようにつながりにくい、高齢者のみの世帯ではネットの操作ができないことなどの課題が持ち上がってきました。

検討しました結果、課題解決が見いだせず、いっそ接種日を指定してはどうかという案が出されました。集団接種ですから、この方法が取れるものと考えました。結果は、皆さんの一番の懸念材料が期日指定で解決されましたので、状況に反して大変好評を得るものとなりました。また、相まって観光バスでの送迎も実施しておりますが、御近所の方と御一緒に旅行気分だというような大変評判のよいものとなっております。

全国的に、岐阜県の高齢者接種率というのが現在2位となっておりますが、この中で、さらに美濃市は大変順調に進んでおります。集団接種が功を奏したものと思っておりますけれども、厚労省からは、先週末には7月前半のワクチンが人口割にプラスして1箱先に頂けることになりました。皆さんの御協力に感謝を申し上げ、こうしたことを報告させていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

本市が新型コロナワクチン高齢者接種を集団接種とした理由が、ワクチンの管理と場所の観点であると理解しました。私も、美濃市の新型コロナワクチン接種についてはおおむね好評であると聞いております。

次に、ワクチン接種のスケジュールについて伺います。

ワクチンの優先接種については、確保できるワクチンの量に限りがあるため、国が示す優先順位に応じて、1. 医療従事者、2. 高齢者（65歳以上）、3. 高齢者施設等の従事者、4. 基礎疾患を有する者、5. 1から4以外の者と順次接種が進められる予定と聞いており、本市では、高齢者について3月26日に接種券、案内チラシ、予診票が郵送され、5月8日から1回目の接種が始まっています。

ワクチン供給の遅れや直前まで供給日が決定しないこと、人数とバスの運行計画の組合せ等、スケジュールの構築は大変な作業であったと想像がつきます。

高齢者接種について、本市では日程の3分の2を終え、7月末の完了に向けて進んでいると聞いています。

ここで2つ目の質問です。

美濃市での新型コロナワクチン高齢者接種のスケジュール、順番等はどのようなか、民生部参事に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 御質問の高齢者集団接種の順番ですが、1日の可能となる接種人数、それからバスでの送迎を提供するに当たり、バスの運行計画と組

み合わせて、基本的には旧美濃町、洲原、下牧、上牧、大矢田、藍見、中有知という順番にしております。平日の午後はバスを必要としない地域を入れるなど、組み合わせて計画をしております。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

可能な接種人数とバスの運行計画を組み合わせ、地区順を基にバスを必要としない地域も組み合わせてスケジュールが組まれたと理解しました。

次の質問に移ります。

新型コロナワクチン接種については、ある調査会社が実施したアンケート調査では、ワクチン接種を希望する日本人は全体の8割に上っていることが分かり、地方自治体や企業などが行った調査結果などを見ても、ワクチン接種を希望する人は6割以上に上っています。接種が進み、副反応が思っていたほど少ないという報道がありますとさらに接種希望の割合が増え、当市の高齢者接種率は9割を超えていると聞いております。

また、高齢者のワクチン接種が始まってからは、一日でも早く打ちたいと希望する方が急激に増え、各所で混乱が起きました。本市においては、場所を固定し、地区順としたため混乱等は起きていませんが、接種の順番が遅くなった地域の一部の方からは、なぜ当地区は接種が遅いのかと疑問が出ています。

ここで3つ目の質問です。

美濃市での新型コロナワクチン高齢者集団接種の順番決定の基準・方法はどのようなか、民生部参事に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 高齢者集団接種の順番決定の基準・方法についてですが、先ほども申しましたように、計画については何かを基準にしなければ立てにくいということがありました。

基本的には美濃市の行政区の順位を基に、ワクチンの供給量、1日当たりの計画接種人数、自治会ごとの接種予定人数、バス送迎の効率化、接種会場、こうしたことを総合的に判断して決定しております。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

ワクチン接種については、一日でも早く完了することが最大の目標であり、その中で、いかに混乱を減らし正確に行うかを考えられたと思います。本市が場所を固定し、行政区の順位を基としたことは、混乱や間違いを減らし、市全体のワクチン接種を早く完了する点において総合的な判断であったと理解しました。

次の質問に移ります。

本市においては、新型コロナワクチンの高齢者接種が7月中に完了する予定です。その後のワクチン接種の基本的な考え方では、基礎疾患を有する者及び社会福祉施設等の従事者を優先するとなっております。

ここで4つ目の質問です。

基礎疾患を有する方への新型コロナワクチン接種の概要はどのようなか、民生部参事にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 基礎疾患を有する方へのワクチン接種の対応ですが、まず基礎疾患を有する者として、14項目とBMI 30以上の肥満の方が対象になります。一般接種開始については、この方たちを優先して接種することとなっております。

厚労省の説明としましては、接種券を送付するに当たり、あらかじめ自治体で把握、接種券送付の際に分ける必要はないと説明しております。また、基礎疾患を有する者の確認に診断書等の提出も不要としております。あくまでもこれは自己申告となります。

美濃市としましては、接種券送付の際に、一応接種券は皆さん全員一緒に送るということになっておりますけれども、優先して予約を入れていただけるようにその方法をお示しさせていただきます。優先的に期間を設け、ネットでの予約を計画しておりますが、ネット予約の代行も必要とあらば考えております。

接種券送付まではもうしばらくお待ちいただきたいと思います。また、社会福祉施設等の従事者も、一般接種が始まりましたら基礎疾患の方と同様の順位になりますので、優先となっております。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

基礎疾患を有する方への接種に関しても自己申告である点など、今後の計画の構築は大変なことであると思いますが、引き続き御尽力をお願いします。

新型コロナワクチン接種については、市町村が主体で行われています。市町村の人口、面積、人口分布、財政等には大きな差があり、新型コロナワクチン接種においても、人口当たりのワクチンの供給率をはじめ市町村により状況は大きく異なります。

ワクチン接種の報道では、一部の市町村を取り上げ、接種率がこれだけ進んでいる、高齢者接種がいつまでに完了し一般接種がいつから始まるなどや、大都市で行われている大規模接種会場の状況が伝えられていますが、市民の皆様には、いろんな情報に惑わされることなく正しい情報を共有していただくことを望んでおります。新型コロナワクチン接種については、私も市民の皆様には正しい情報を迅速にお伝えし、安心していただけるよう努めることが大切であると考えております。

保健センターを中心にワクチン接種に関わる方々におかれましては、本当に大変な日々が続いておりますが、市民の皆様への安全・安心のため、引き続き御尽力いただくようお願いいたします。

たしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 最後の質問になりましたが、私は4点について一般質問を行いたいと思っております。

1点目が新設される給食センターについて、2点目がタブレット端末について、3点目が新型コロナウイルス感染症対策について、最後ですが、健康文化交流センターの利用について質問をいたします。

まず、第1点の新設される給食センターについて質問をいたします。

建設から今40年以上が経過した給食センターですが、このたび新しく前野に新設されることになりました。関係者の皆さんの期待を担うこの給食センターについてお伺いいたします。

1つ目です。

新学校給食センターの運営方法は従来どおりなのか、どのような形になるのか、質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） それでは服部議員からの御質問、新設される学校給食センターについての1点目についてお答えをさせていただきます。

学校給食センターの運営方法には、施設整備から運営まで全てを市が行う公設公営方式、市が主体ではあるが、調理・配送業務などの一部の運営を民間業者に委託する公設民営方式、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、設計から建設、維持管理、運営を民間事業者が一括で行うPFI方式などがあります。いずれの方式も、献立の作成は市が行わなければならないこととなっております。

現在の学校給食センターの運営方法は公設民営方式で、調理及び配送業務を民間事業者へ外部委託しております。新たな学校給食センターにつきましても、質を確保しながら安定した給食提供を維持するため、現在と同様の公設民営方式とし、引き続き調理・配送部門を民間事業者へ外部委託する運営方法としてまいる考えでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

現在の公設民営方式を引き続き継続されて実施されるという方向で今後やられていくということで、現在の状況がそんなに大きな問題がなければ、引き続き同じ方式でお願いできないかなというふうには思っております。

続きまして、食物アレルギー対策及び食品ロス対応などについて質問いたします。

市民の方からは、安全な食材の提供という点では、以前食材の食パンから発がん性のあるグリホサートが見つかりました。美濃市のパンの小麦粉は、やはり安全な日本のものを使ってほしい、根菜類も全て遺伝子組換えでないものを、また加工食品などは材料が見えないし添加物が多くなり心配などなど、経営的に非常に厳しい中でも食の安全をまず第一に考えて

ほしい、こういった強い要望があります。

新給食センターではどのような対応をされようとしているのか。また、食品ロスは年間612万トンもあると言われていますが、調理後の野菜などの廃棄物、給食の残食はごみとして捨てず堆肥等にするなど、SDGsの立場でのセンターにしてほしいなどの希望が寄せられていますが、この点ではいかがでしょうか。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） それでは、2点目の御質問についてお答えします。

議員も御存じのとおり、現在の学校給食センターでは食物アレルギー対応給食を提供していませんでしたが、新学校給食センターには食物アレルギー対応給食専用調理室を整備し、国が示す学校給食における食物アレルギー対応指針に基づいた調理及び提供手順により、食物アレルギー対応を安全かつ確実に実施できる体制づくりを行うこととしておりますので、食物アレルギーに対する具体的な対策は其中で考えていくこととしております。

食品ロスに対する取組につきましては、教育委員会としましても、重要・大切であると考えております。このため、学校給食センターでは、以前から給食の残りを毎回計量し、どんな食材の残りが多いか、どのようなメニューのときに残りが多いかなどを分析し、食べ残しが少しでも減るような献立を工夫しております。また、効率的な調理や計画的な調達により、食材が残らないように取り組んでおります。

なお、残った食材などは現在は廃棄処分をしておりますが、過去には動物の餌として養豚業者などへ譲渡していた時期もありましたが、業者数の減少や衛生面の点から現在は行っておりません。

学校給食センターでの堆肥化については、堆肥の受入先の確保や臭いへの対策などから現時点では考えておりませんが、引き続き持続可能な取組として、残菜の計量・分析により食品ロスの削減に努めてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

質問の段階で、たくさんの残渣などが出るという想定の下でこういった取組というふうに考えていたんですが、想定よりもそんなにたくさんの食品ごみが出ないということが分かりました。

とはいいいましても、ぜひこれからも、そういったごみ減量化も含めて、引き続きやっていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

次に、食材の地産地消を拡大できないか、こういった問題について質問いたします。

日本の食料自給率は37%で、岐阜県は約22%と言われております。美濃市の地元の食材をなるべく使用する方向として、調達するときこういった問題があるのか。こういった問題があるというようなことがもしおありでしたら、ぜひお知らせいただき、こういった問題を、市としても全体として何とか改善しながら地産地消を進めていくという方向にしたいというふ

うに考えるものですから、こういった問題が現在はある、また美濃市としてはこのくらいの地産地消を行っている、こういった答弁をいただければいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） 御質問の3点目についてお答えをさせていただきます。

給食のメニューには、できる限り岐阜県産の食材を使用することに努めております。生産量や収穫時期により全ての食材を県内産で調達することは困難ではありますが、具体的な食材の県内産の使用状況は、豚肉、アユ、アマゴ、ニジマス、米、大豆、シイタケは全て県内産を使用し、牛乳は県内で製造されたものを使用しております。また、ホウレンソウ、キュウリ、大根、もやしはほぼ県内産を使用しております。このほかにも、美濃市の特産である仙寿菜を使用した独自のメニューも提供しております。

県内の学校給食センターにおける野菜類の令和元年度県内産使用割合は、県平均が約23%に対し、美濃市は約28%と県内平均より高い割合となっております。しかし、最初にも申し上げましたとおり、安定した給食提供には食材の量を安定して確保する必要があります。また、限られた給食費の中で食材を調達していかなければなりませんので、価格も考慮する必要があります。

このような状況でございますが、引き続き安全でおいしい給食の提供及び食育を推進していくために、県内産をはじめとする地元食材の使用に努め、地産地消の拡大に取り組んでまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

次に、タブレット端末について御質問いたします。

今年度から、ICT支援員の小・中学校への配置など、教育機器環境を効果的に利用するため様々な取組がされています。

児童・生徒へ貸与されるタブレット端末について質問いたします。

タブレット端末の故障及び破損に対する対応はどのようなことか、質問いたします。

児童・生徒全員にタブレット端末が行き渡りましたが、その折、契約業者とは保証も含めて契約されたと報告されておりますが、その後故障等はなかったのか。また、自宅へ持ち帰る児童の端末の故障と保険はどのようなものになっているのか、質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） それでは服部議員からの御質問、タブレットの端末の故障及び破損に対する対応はどのようなことかについてお答えをさせていただきます。

機器の故障については、購入時から1年間はメーカー保証の対応となり、保証期間後は教育委員会が修理をいたします。

破損につきましては、学校での使用や持ち帰りでの使用を問わず、個別に状況を調査し、故意または重大な過失によるものと判断される場合は、修理または代替品購入に係る費用を保護者または原因者に求める対応をしております。

なお、故障及び破損状況につきましては、タブレット端末の配付が完了しました本年1月から現在までの6か月間で故障はございませんでした。また、落下等の不注意による破損につきましては、学校の管理下では3件、持ち帰り中ではゼロ件となっております。

[3番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

こういった保証内容をお聞きしている中、実は市民の方から、児童が学校から持ち帰っているタブレット端末が壊れた場合、親が弁償しなければならないかという問合せが私のところへ参りました。

私は今、教育委員会といろんなことを質問しているが、当面は、今は学校のほうが対応してくれていると聞いているけれどと答えたら、美濃地区の小学生・中学生の保護者の皆様へという保険のお知らせチラシを見せられ、これだと保険に入らないといけないと思い、申込みをしてしまったがおかしいですね、このように言われました。

急遽、この件について調査をしたところ、大変な事実が明らかになりました。

例年、保護者の方々には2社程度の保険のお知らせチラシが配付されていて、申込みをするかどうかは保護者の判断に任されているものです。ところが、今年度は3社と聞いていますが、こういった保険の内容が配付されました。

ところが、この問題のA社というのがありますが、一斉に配付する時期に間に合わず、後日、直接各学校へA社から配送され、学校から児童・生徒を経由して保護者の方に届けられました。発行先は美濃地区PTA連合会事務局となっており、関市、美濃市、郡上市の3市の連合会です。早速3市に問い合わせたところ、このチラシが児童・生徒を経由して保護者の方へ届けられていました。美濃市の保護者の方も、郡上市の保護者の方も、PTAと学校から来る書類に間違いはないと信じ、期日も迫っていたため慌てて申込みをした、このように言われております。

しかし、このお知らせチラシには「今年より市より貸与されるタブレット端末の補償もありますので」と明記されておりました。先ほど答弁されたように、美濃市では、1年間のメーカー保証と故意に破損するなどの故障以外は教育委員会が対応すること、このようになっております。

また、郡上市でも、児童が持ち帰ることとか故障の場合にどうするかは明確になっていないが、個人の重大な非がない限りは補償を個人に求めることはない、こういった判断です。

関市では、市としてタブレット端末の家庭持ち帰りに係る保険予算がつけられず、今年度に限り、家庭においてそうした保険に加入してもらおうようお願いし、数種の保険をPTAから紹介した、このようなことでありました。

ということは、このお知らせチラシが必要のない保険を美濃市、郡上市の保護者に行ったこととなります。美濃市の加入者は、途中集計ですが140から150名もの方が加入されたのではとしております。

美濃市の消費生活センターに相談した保護者について、保険会社より電話があり、解約ではなく申込みの取消しには応じるとのことであった。しかし、この中で、当初は既に保証期間が始まっているので取消しには応じないつもりであった、こういった話もあります。A社は関係者からの抗議を受け、現在、各市の教育委員会におわびの訪問を行っております。保護者に対しては、当面この保険の申込みについて全て白紙に戻し、新たな条件の下での加入の意思を確認し直す必要があり、現在その方向で進んでいると聞いております。

このA社の学生・子ども総合保険のお知らせチラシの文面に記載されている「今年度より市より貸与されるタブレット端末の補償もありますので、同様の保証を御用意されていない方には加入されることを強くお勧めします」とあること、また美濃地区PTA連合会事務局名で出されたお知らせチラシです。

美濃地区PTA連合会の関係者によれば、この保険の事前の打合せのときにA社の担当者も入り、その折、美濃市、郡上市についてはタブレット端末の保険は今必要がない、こういったことも話されたと言われております。

問題の文書は保険会社の担当者が作成し、振込用紙の追加配付の際にPTA連合会事務局名で配付されたものであります。この文書は事務局は全く知らなく、美濃地区PTA連合会会長は口座の利用についての同意のみの連絡でありました。

この保険の「(2021年4月承認) B21-100152」については、その補足資料に適切でない表示があり、公正取引上重大な問題があると思われまますので、直ちに是正しなければならないと私は考えております。

現在、教育委員会もこの問題を重視し、調査・対応をされていると伺っていますが、保護者の不利益にならないこと、また学校関係者への信頼を損ねるような行為を行ったA社に対して適切な対応をお願いすることを要望し、教育委員会への質問を終了いたします。

続きまして、民生部長に対して質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

高齢者施設等の従事者へのPCR検査・抗原検査の状況はどうか、質問いたします。

高齢者施設の従事者も含めた検査を早急に実施するよう求めていましたが、市長は、岐阜県に対して美濃市も申請されたと報告されましたが、美濃市の実施状況はどうか、質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 新型コロナウイルス感染症対策についての1点目の質問、高齢者施設等の従事者へのPCR検査・抗原検査の状況はどうかについてお答えさせていただきます。

高齢者・障がい者入所施設職員に対するPCR検査、または抗原定性検査による予防的検

査につきましては県事業として実施されることになりましたので、市といたしましても、市内対象の7施設に対し、職員が検査実施のお願いと働きかけを幾度となく行い、意向の取りまとめを行いましたところ、全施設で実施していただくこととなりました。

県事業ですので、結果を含めた詳細は分かりかねますが、検査対象職員数は270人で、検査が積極的に実施されていると伺っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

新型コロナウイルスに関しては、私どもは以前から医療関係者、高齢者施設の従業員、またそこに通う施設の方々についてのPCR検査・抗原検査を早急に適時という要望をしてみました。美濃市長も積極的に県のほうに働きかけたり、また美濃市内の施設に対して、こういったPCR検査の充実をということで訴えられ、今日のような結果になってきたというふうに思っております。

しかし一方では、他市では、この施設に対するPCR検査・抗原検査をワンサイクルのみで、2か月、3か月の間隔でしか今のところできないと、こういったことが言われております。

ウイルスワクチンの接種が優先されるという形で、この抗原検査・PCR検査が少し軽視されているのではないかなど、このように思っておるんですが、美濃市については、このワンサイクル後の検査はどのようになっているかどうか、もしもお分かりでしたら御答弁いただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

PCR検査・予防的検査につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、県の事業でございますので、県によって今後実施をされるということでございました折には、市としても積極的に協力をさせていただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ぜひとも県の予算がついたり、方向性が明らかになって持続されるということになれば、引き続きこれもお願いしたいなというふうに思っています。

次に、質問を民生部参事をお願いしたいと思います。

質問項目は、新型コロナワクチン接種時のアレルギー等の事故はどうだったのかということです。

高齢者への接種会場を1か所にして、予約等の混雑をなくし、大型バスによる送迎が行われ、自家用車での送迎は駐車料金は無料、このようにお聞きしております。第1回が5月8日から始まり、最終的に7月25日に29地区の7,620人が終了する予定とお聞きしております。この間、これからもそうですが、医療従事者をはじめ、関係者が土日も返上して献身的にこ

れに従事していただいている、このことに本当に敬意を表します。

そこで、これまで実施したそういった接種時のトラブルがあったのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 服部議員の御質問、新型コロナワクチン接種時のアレルギー等の事故についてですが、昨日までに1回目を5,300人、2回目を3,002人終了しております。今のところ、接種部位が痛い、腕がだるいなどや、2回目の方で微熱が出たなどのお話は伺っておりますが、いずれも1日ないし2日程度で回復されており、特に接種時にアレルギーを引き起こすなどの重篤な症状が出た方は現在までには報告されておられません。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 引き続き質問いたします。

福祉施設等への接種の状況はどうかということ、以前、1施設では接種は終了したとお聞きいたしましたが、残りの接種はどのような予定になっているのか。また、施設職員へも接種予定と言われておりましたが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 先ほどもPCR検査等のお話もございましたけれども、市内の高齢者入所施設は、特別養護老人ホーム3か所、グループホームが3か所でございます。これに加えて、県立陽光園入所の65歳以上の方を対象に、4月25日から出向いて接種しておりますが、そのほかに市内の開業医さんの先生の御協力により、5月31日からは9か所のデイサービスの利用者の方のみになりますが、接種も始めております。

6月21日現在で、高齢者施設等の入所者・利用者が1回目を426人、2回目を256人の方が終了、従事者につきましても1回目が293人、2回目は256人の方がほぼ終了しております。高齢者の入所施設は6月16日で全て終了しており、デイサービスは7月9日までに希望全ての方が2回接種を終了する予定でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 当初想定したよりも、早い形でこういった接種が行われたということにすごく安心しております。

続きまして、医療従事者に関しては優先的に接種が行われたというふうに伺っていますが、この接種状況については、美濃市についてはよく分からない部分もありまして、もしも、県全体でも結構ですが、医療従事者への接種がどうか、この点について質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 御質問の医療従事者につきましては、県の管轄で行われております。6月1日の資料になりますけれども、県内医療従事者の接種

状況は、1回目接種が99.9%、2回目の接種が75.7%終了と伺っております。

美濃市におきましては、美濃病院をはじめ市内の医療、歯科医療機関等の希望者が455人となり、4月26日から5月28日までの期間に美濃病院で1回目の接種を終えております。2回目の接種につきましても6月18日までで全て終了しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） これも、想定よりも早い形で接種がされたということで、本当に皆さんの御努力感謝しております。

最後ですが、高齢者の接種における自宅訪問への個別接種の対応も市としては打ち出されておりますが、自宅から移動できない方などの接種も個別に考えていると、このように言われておりますが、具体的な予定はあるかどうか教えてください。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 御質問の自宅で療養中の方への訪問による接種についてですが、接種券をお届けしました段階で多くの問合せが寄せられました。

各医療機関での該当者人数を確認しておりましたが、さらにデイサービスでの接種が始まりましたので、調整しました結果、5医療機関で13名の方が訪問による接種を希望されております。先生方の往診を集団接種開催日の水曜日・木曜日の午後に変更していただき、ワクチンをお持ちいただくことで対応することとしました。先週からこれは徐々に始めております。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 質問の中で、いろんな形で回答をいただきました。

本当に、大変な努力の中でこれをされているというふうに思っております。改めて医療従事者及び関係者のコロナに対する対応、感謝いたします。

最後ですが、健康文化交流センターの使用について、民生部長に質問いたします。

この健康文化交流センターは7月から一般的な形で利用すると、このように発表されておりますが、使用料金や駐車料金などの減免案等がこれまで数回、案として報告されておりますが、いまだに明確な規定が発表されておられません。

補助も含めた方針はどうなっているのか、御質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 健康文化交流センターの利用について、利用の規定はいつ公表され、どのように運用されるかについてお答えいたします。

皆様への御案内は遅くなりましたが、健康文化交流センター、愛称名「みのエネプラザ」の利用につきましては、現在、利用団体向けの説明会の開催、主な文化団体へのチラシ送付、ホームページに利用案内を掲載するなど、その周知に努めてさせていただいているところであります。

年度当初の段階では、ワクチンの接種日や接種会場の確保などに流動的な部分があり、結果として、利用案内の周知や指定管理者による準備などが遅れることとなりましたが、今後は皆様に広く御利用いただけるよう、引き続き周知を進めていくところであります。

具体的な利用方法につきましては、利用申請書の受付を年末年始の休館日を除き午前9時から午後9時30分までの終日、みのエネプラザ1階の窓口で行い、多目的ホールは6か月前から、会議室や軽体操室などは3か月前から受付を開始することとし、多目的ホールについては1年前から仮予約を受け付けることができることとしております。

会議室や駐車場の利用料金につきましては、チラシやホームページなどに掲載しておりますので、改めて御覧いただければと思いますが、市の政策目的に合致するような会議や活動で利用される場合は、今後の利用状況を見ながら、一定の運営費補助の支出を考えているところであります。

駐車場につきましては、主催者がサービス券を購入して参加者に配付するなど、主催者側の経費の中で負担する場合がありますので、併せて御理解をお願いいたします。

みのエネプラザにつきましては、新しくできた施設であり、今後の利用状況を見ながら必要に応じて指定管理者と協議を行うなど、利便性の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても御理解と御支援をお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） このみのエネプラザについては、先日、利用予定団体の方に対する説明会が行われたというふうに伺っております。参加者がそんなに多くなかったというふうには伺っておりますが、なぜ参加者が少なかったのかということの後で関係者の方にお聞きしましたら、やはり利用料金が高いのではないかと、駐車場料金も含めてですね、そういったことで本当に市民が、安くという言い方は失礼なんですけれど、もっと利便性の高いみのエネプラザという形になっていないんじゃないかと、今までに使ってきた施設に比べるとやはり割高感が免れない、このように皆さんが感じているんじゃないか、私もそのように感じております。

その点で、再三この駐車場料金とか利用料金について、自治体も含めていろんな対応をお願いしていたんですが、なかなかそのことが抜本的な形にはまだなっていないと、このように考えております。

引き続き利便性を考えた施設になるようにぜひとも御検討いただき、実施していただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。議事の都合により、明日から6月27日までの6日間休会したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から6月27日までの6日

間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月28日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後3時26分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月21日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 豊 澤 正 信

署 名 議 員 梅 村 辰 郎

令和 3 年 6 月 28 日

令和 3 年第 3 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 6 月 28 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 46 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 3 議第 47 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第 48 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第 49 号 美濃市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 53 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)

本日の会議に付した事件

第 1 から第 6 までの各事件

(追加日程)

議 第 54 号 美濃市監査委員の選任について

市議第 4 号 美濃市議会会議規則の一部を改正する規則について

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君

総務課長・
選挙管理委員会
事務局長

西部睦人君

秘書課長 高橋保雄君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 澤村 浩

議会事務局次長 辻 美鶴

議会事務局
議事調査係長 内藤 佳奈子

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動し、間隔を広げて着席し、議場内の換気のために一部のドアを開放いたします。また、場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して議事を進行させていただきます。

ただいまから本日の会議を開きます。

暑い折ですので、上着は適宜お脱ぎください。

開議 午前10時01分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 永田知子君、7番 古田秀文君の両君を指名いたします。

第2 議第46号から第6 議第53号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第46号から日程第6、議第53号の5案件を一括して議題といたします。

これら5案件について、常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（松嶋哲也君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月23日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に、議第46号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第49号 美濃市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 須田盛也君。

○民生教育常任委員会委員長（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月24日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第46号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第47号 令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第48号 令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第49号 美濃市個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第53号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第5号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 以上で、各常任委員会委員長報告を終わります。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第46号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第46号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第48号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第48号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第49号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第49号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第53号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第53号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第54号及び市議第4号の2案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第54号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 議第54号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番 岡部忠敏君の退席を求めます。

〔8番 岡部忠敏君 退場〕

○議長（佐藤好夫君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第54号 美濃市監査委員の選任についての提案の理由につきまして、御説明申し上げます。

追加議案集の赤スタンプ4を御覧ください。

議員のうちから選出する監査委員について、岡部忠敏さんが適任と思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いしたいと存じます。

岡部忠敏さんは、住所が美濃市藍川10番地10、生年月日は昭和25年8月5日でございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第54号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第54号は原案に同意することに決定いたしました。

8番 岡部忠敏君の除斥を解きます。

[8番 岡部忠敏君 入場]

市議第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 次に、市議第4号を議題とします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第4号について、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） それでは、市議第4号 美濃市議会会議規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

赤スタンプ5の1ページと、赤スタンプ6の1ページを御覧ください。

説明は、赤スタンプ6の1ページの概要により御説明いたします。

改正の趣旨は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本議会及び委員会への欠席事由等を明文化するとともに、行政手続等における押印廃止の動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の規定を改めるものであります。

改正の内容は、本会議及び委員会への欠席事由について、育児、看護、介護等を具体的に明示するとともに、出産については、欠席できる期間を産前・産後期間に配慮して規定するもので、本会議の関係では第2条を、委員会の関係では第82条を、それぞれ改正するものです。

また、市議会に対する請願書の署名押印について、請願者が署名する場合は押印不要とし、記名の場合は押印を必要とする規定に改め、併せて請願者が法人の場合においても同様の規定を整備するため、第130条を改正するものです。

施行期日は、公布の日としております。

以上で市議第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題について、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第4号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、市議第4号は原案のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第3回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時21分

市長挨拶

○議長（佐藤好夫君） 閉会に当たりまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 令和3年第3回美濃市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況は、岐阜県に適用されておりましたまん延防止等重点措

置は、御承知のとおり、6月20日をもって解除がなされました。しかしまだ、岐阜県内6市町におきまして、岐阜県独自の重点措置が適用されているということでもあります。

しかしながら、第4波は第3波の様々な制限が解除されてから2週間以内に蔓延が広がったと言われております。古田知事は、この解除後の今のこの期間について、気を緩めることなく、オール岐阜で取り組むとしておりますので、市民の皆様にあっても油断することなく、マスクの着用や手指消毒、3密の回避など基本的な感染対策を徹底し、継続をいただきたいと考えております。

また、ワクチンの接種につきましては、昨日時点におきまして、一般高齢者7,600人弱のところ、5,858人が1回目の接種、77.2%、2回目の接種が3,746人ということで49.4%の方が接種されました。

7月の中旬からは、65歳未満の方々につきましてもワクチンの接種の予約及び接種を開始する予定であります。市民の皆様には、ワクチンの接種券や詳細を記載したお知らせを送付したところでございますので、お手元に届きましたら御対応をよろしくお願ひしたいと思います。

しかしながら、昨今テレビで言われておりますように、ワクチンの供給量が安定しておりませんので、今後の予約状況等々につきましては、ワクチンの供給量を考えながら対応することになりますので、御承知おきいただければと思っております。

また一方で、いよいよ東京2020オリンピックが、一部の制限はございますけれども7月23日から始まることとなっております。世界各国からオリンピック選手が来日し、各種目で熱戦が繰り広げられることになると存じますが、そしてその中の入賞者に、かねてより対応しておりました美濃和紙で作られた表彰状が贈られるということでもあります。しかしながら、感染防止という観点の中で、どの程度の発信ができるか分かりませんが、まずは安全な大会にさせていただくということを念頭に思っておりますが、実はこの契機に、美濃和紙が世界各国に伝わり、この美濃市の和紙産業の需要拡大、あるいは地域の活性化、こんなものにつながればありがたいと念願をしているところでございます。

ぜひ、皆様方にも、オリンピックが始まりましたら、そんな期待も込めて、ぜひテレビの前で応援いただければというふうに思っております。

さて、今定例会におきましては、令和3年度美濃市一般会計補正予算をはじめとする議案及び追加議案につきまして、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、誠にありがとうございました。適正な事務事業の執行に努めるとともに、会期中に議員各位から賜りました御意見・御要望につきましても、十分に検討し、市政進展に努めたいと思っております。

終わりに当たりますが、これから本格的な夏を迎えます。体調を崩しやすい時期にもなりますので、議員各位には健康に十分留意され、市政発展のためになお一層の御活躍をしていただきますようお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 本定例会には、令和3年度一般会計補正予算をはじめ重要案件が提出

されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。

本日は御苦勞さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月28日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 永 田 知 子

署 名 議 員 古 田 秀 文

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第46号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、所管部に関する事項	原案可決
議第49号	美濃市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について中、所管部に関する事項	原案可決

令和3年6月23日

総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也

美濃市議会議長 佐藤好夫様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第46号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、所管部に関する事項	原案可決
議第47号	令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第48号	令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議第49号	美濃市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について中、所管部に関する事項	原案可決
議第53号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第5号）	原案可決

令和3年6月24日

民生教育常任委員会委員長 須 田 盛 也

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫 様